

平成 28 年度福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 29 年 3 月

厚 生 労 働 省

はじめに

本報告書は、厚生労働省が公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施した「福祉用具臨床的評価事業」の平成28年度の成果を取りまとめたものである。

介護保険における福祉用具の利用が促進されている中で、福祉用具については製品の欠陥、誤使用による事故が相変わらず発生している。

福祉用具の事故については、平成19年5月より消費生活用製品安全法の一部が改正され、重大事故が発生した場合には開発メーカーに対して報告及び公表の義務が課されたところである。

一方、経済産業省では安全性の確保の観点から、平成20年5月より福祉用具に「目的付記型JISマーク制度」が導入され、JIS規格の制定及び試験機関の整備等がなされている。

本事業は、高齢者の身体状況や置かれている状況等について、豊富な知見を有する専門職による、実際の利用者や使用場面を想定した臨床的（使い勝手や利便性等）評価により、使用場面での安全面に配慮した福祉用具を高齢者介護の現場に情報提供することで、良質かつ安全な福祉用具の利用を促進するための取り組みである。

平成28年度は、従来からのQAP認証とともに、「アシスト機能付歩行車」をモデル的に評価した。また、福祉用具安全推進員研修会を開催し、福祉用具の事故やヒヤリハット情報の収集のためのキーパーソンを養成した。さらに、ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育が各地で行えるように福祉用具ヒヤリハット等情報のコンテンツを活用した研修教材と福祉用具ヒヤリハット事例集をeラーニングで学習できるようにした。

本事業を推進するうえでは、公益財団法人テクノエイド協会内に福祉用具臨床的評価認証委員会（委員長：NPO法人支援技術開発機構 山内 繁 理事長）を設置し、多くの有識者や関係者にご指導、ご助言をいただいたところである。

また、福祉用具臨床的評価に際し、評価機関としてご協力いただいた全国5か所の評価機関並びに「アシスト機能付歩行車」のモデル評価にご協力いただいた方々に深く感謝する次第である。

本報告書が、福祉用具の安全な利用を推進するための一助になれば幸いである。

平成29年3月

厚生労働省

目 次

第1部 本編

1. 事業概要

1－1. 事業目的	1
1－2. 事業内容	1
(1) 福祉用具臨床的評価	1
1) 認証委員会、評価委員会の設置	1
2) 福祉用具臨床的評価の実施	1
3) アシスト機能付歩行車のモデル的評価	2
(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証	2
1) 委員会の設置	2
2) 福祉用具安全推進員研修会の開催	2
3) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供	2
4) 福祉用具の安全な利用を考えるための教材作成【e ラーニング】	2
1－3. 事業実施体制	4
1－4. 事業実施経過	6

2. 事業結果

2－1. 福祉用具臨床的評価	7
(1) 評価実施機関	7
(2) 種目別評価基準額	8
(3) 評価実績	9
(4) アシスト機能付歩行車のモデル的評価	10
2－2. 福祉用具ヒヤリハット等検証	23
(1) 福祉用具安全推進員研修会の開催	23
(2) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供	27
(3) 福祉用具の安全な利用を考えるための教材作成【e ラーニング】	29

3. 事業総括

30

第2部 資料編

福祉用具臨床的評価事業に関する規程	31
評価対象及び評価項目	67
QAP 認証製品一覧	128

第1部 本編

1. 事業概要

1-1. 事業目的

福祉用具については、安全性の確保の観点から、消費者庁における死亡等の重大事故の公表、経済産業省における JIS マーク制度の運用等の取り組みが行われているが、一方で利用者の状態像に合ったものが提供されるよう、福祉用具の使用に際しての安全性や操作性に影響する使い勝手等の確保を推進することがより必要である。

そのため、製品の安全性を確保する取り組みと相まって、福祉用具の使用にあたっての安全性・利便性等を確保できるよう、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく福祉用具の使い勝手等に関する評価・認証や福祉用具ヒヤリハット等の事例分析を実施する。

さらに事業により得られた結果を公表し、広く国民に周知及び情報提供等を行うことにより、福祉用具を使用する本人、家族及び支援者に安全で効果的な福祉用具が提供される環境整備を推進することを目的とする。

1-2. 事業内容

(1) 福祉用具臨床的評価

介護保険の給付対象となる福祉用具のうち目的付記型の JIS 認証を受けている種目の評価基準作成はほぼ終えており、既存の評価項目や評価方法等を全体的な視点から精査し、必要に応じた見直しを検討した。

なお、平成 26 年度から臨床評価費を全額申請者（各メーカー）の負担とし、評価機関は公募となっている。工学的担保としては、JIS 認証に限定していたが、事業拡大のために平成 26 度から SG 認証を含めることとし、SG マーク表示事業者には事業内容を周知・啓発した。

加えて、福祉用具臨床的評価事業と並行して福祉用具の適切な利用を促進するための事業を展開し、本事業をより一層普及するための方策について検討した。

1) 認証委員会、評価委員会の設置

本事業を円滑に実施するために下記の組織を設置した。

①認証委員会

本事業の実施に係わる重要事項を審議するため、福祉用具の有識者及び関係関連団体等からなる認証委員会を設置した。

②評価委員会

アシスト機能付歩行車をモデル的に評価し、評価項目などを作成するため、福祉用具の専門家及び作業療法士、理学療法士、エンジニア等からなる評価委員会を設置した。

2) 福祉用具臨床的評価の実施

福祉用具臨床的評価の実施にあたっては、公益財団法人テクノエイド協会に「認証センター」を設置し、「介護保険において、保険給付の対象となる種目の福祉用具であって、製品の工学的安全性を担保するため JIS 認証又は SG 認証を受けた福祉用具」を対象に、臨床的評価事業業務マニュアル、種目ごとの評価対

象及び評価項目に沿って、エンジニア、作業療法士または理学療法士、福祉用具相談担当者及び利用者からなる評価チームにおいて合議により評価をすることとした。

なお、評価実施機関は公募とし、全国 5 機関を指定した。

3) アシスト機能付歩行車のモデル的評価

すでに上市されている「アシスト機能付歩行車」を使用し、評価項目、確認方法、判定の目安、解釈基準などを作成し、カタログに表記することが望ましい動きの特徴、配慮すべき点などの項目を調べ、表示項目モデルを作成した。

(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証

1) 委員会の設置

福祉用具ヒヤリハット等の事例を収集し、想定される要因の分析を行い、イラストを活用してわかりやすく解説したものを作成するため、福祉用具有識者及び作業療法士、理学療法士等からなる委員会を設置した。

2) 福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故やヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適正な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、福祉用具貸与事業者、施設介護職員、病院等のセラピスト等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

なお、本研修受講修了者は福祉用具事故・ヒヤリハット情報収集のための協力者として有効に活用していくこととする。

3) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

福祉用具の事故やヒヤリハット情報等に関する取り組みについて、重大事故については、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁から公表されており、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が事故分析を行い、事故の原因が「製品に起因する場合」には、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた JIS 規格の見直し等に反映させているところであるが、これまでの事故報告を見ると、利用者による誤使用や不注意、さらには利用者と用具や使用環境の不適合から生じた事故等が多数を占めている。

このような「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を収集し、想定される要因の分析を行い、イラストを活用してわかりやすく解説することにより福祉用具事故等の未然防止に資することを目的として、協会ホームページから情報提供した。

4) 福祉用具の安全な利用を考えるための教材作成【e ラーニング】

ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育が各地で行えるように、福祉用具ヒヤリハット等事例のコンテンツを活用した教材を e ラーニングで

学習できるようにした。

また、福祉用具ヒヤリハット事例集をe ラーニングで学習できるようにした。

1－3. 事業実施体制

本事業では有識者等から構成する認証委員会と、福祉用具の専門家等からなる評価委員会及び福祉用具ヒヤリハット検証委員会を設置した。

表 1-1 認証委員会名簿【○：委員長】

敬称略・五十音順

氏 名	所 属
柴橋 和弘	一般社団法人日本福祉用具供給協会 理事
清水 壮一	日本福祉用具・生活支援用具協会 専務理事・事務局長
諫訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研修所 顧問
田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
松尾 清美	佐賀大学 医学部附属地域医療科学教育研究センター 准教授
○ 山内 繁	NPO 法人支援技術開発機構 理事長
山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長
吉井 智晴	東京医療学院大学 理学療法学専攻 准教授

表 1-2 評価委員会名簿【○：委員長】

敬称略・五十音順

氏 名	所 属
浅野 陽一	一般財団法人日本自動車研究所 主任研究員
○ 伊藤 勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事
市川 删	福祉技術研究所株式会社 代表取締役
吉良 健司	在宅りはびり研究所 代表 理学療法士
鈴木 寿郎	一般社団法人日本福祉用具評価センター センター長
堀家 京子	武藏野市立高齢者総合センター 作業療法士

表 1-3 福祉用具ヒヤリハット等検証委員会名簿【○：委員長】 敬称略・五十音順

氏 名	所 属
○ 伊藤 勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事
吉良 健司	在宅りはびり研究所 代表 理学療法士
堤 道成	有限会社サテライト 代表取締役
堀家 京子	武藏野市立高齢者総合センター 作業療法士

表 1-4 オブザーバー名簿

敬称略

氏 名	所 属
小林 豊	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
平嶋 由人	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
宇山 喜容	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
沼 浩嗣	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

1-4. 事業実施経過

(1) 全体経過

表 1-5 事業実施経過

	8月 ~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①委員会の開催 ・認証委員会 ・評価委員会 ・ヒヤリハット検証委員会					●	● ●	●
②評価申請の受付、評価、認証							
③アシスト機能付歩行車の評価							
④福祉用具の適切な利用の促進 ・安全推進員研修会 ・ヒヤリハット事例追加 ・安全利用教材【e ラーニング】			●				
⑤普及・啓発							

事業計画の企画・検討

(2) 委員会等の開催状況

1) 認証委員会

- ①第1回委員会（平成29年3月23日）

2) 評価委員会

- ①第1回委員会（平成29年1月31日）
- ②第2回委員会（平成29年2月28日）
- ③第3回委員会（平成29年3月25日）

3) 福祉用具ヒヤリハット等検証委員会

- ①第1回委員会（平成29年2月1日）
- ②第2回委員会（平成29年2月13日）

2. 事業結果

2-1. 福祉用具臨床的評価

(1) 評価実施機関

「福祉用具臨床的評価機関登録規程」に基づき、評価登録機関を公募し、平成 28 年度の評価実施機関として以下の 5 機関を登録した。

表 2-1 平成 28 年度評価実施機関

評価機関名称
①栃木：株式会社福祉用具総合評価センター
②東京：公益財団法人東京都福祉保健財団
③横浜：横浜市総合リハビリテーションセンター
④川崎：川崎市れいんぼう川崎
⑤神戸：一般社団法人日本福祉用具評価センター

※登録要件

- ①福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。
- ②次に掲げることを遵守すること。
 - イ) 評価チームを編成し、評価を行う。
 - ロ) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならない。
 - ハ) 評価チームは、評価責任者を含む 4～5 名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。
 - エンジニア：工学的側面を理解し、ユーザビリティ評価できる者
 - PT 又は OT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者
 - 相談担当者：在宅における適合経験がある者（3 年以上）
 - エキスパートユーザー：障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望ましい）
 - ニ) 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制による。

(2) 種目別評価基準額

評価基準額については各評価実施機関が種目別に見積もりを行い、最高額と最低額を除いた平均額を種目別の評価基準額とした。

表 2-2 種目別評価額

臨床評価種目	評価基準額	備 考
車いす	160,000 円	
電動車いす	160,000 円	
特殊寝台	160,000 円	
車いす用スロープ	150,000 円	
入浴台	180,000 円	東京は対象外
すのこ	180,000 円	東京は対象外
浴槽内いす	180,000 円	東京は対象外
入浴用いす	190,000 円	東京は対象外
ポータブルトイレ	160,000 円	東京は対象外
歩行器・歩行車	150,000 円	
エルボークラッチ	140,000 円	
ベッド用テーブル	150,000 円	

(3) 評価実績

平成 27 年度末認証件数 193 件 → 平成 28 年度末認証件数 128 件

【内訳】

車いす	16 件	浴槽内いす	18 件
特殊寝台	72 件	ポータブルトイレ	6 件
車いす用可搬形スロープ	12 件	歩行器・歩行車	2 件
入浴台	2 件	合 計	128 件

※平成 27 年 12 月に在宅用電動介護用ベッド JIS 改正 【JIS T9254:2015】

JIS の更新をしなかったことにより下記 65 件を認証製品から削除

QAP コード	企業名	製品名	件数
100018～100049	パラマウントベッド(株)	楽匠 S	32 件
100050	(株)プラツツ	ミオレット	1 件
110014～110021	フランスベッド(株)	ケア優	8 件
110022～110033	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	12 件
110034～110041	(株)プラツツ	ミオレット	8 件
140016～140019	(株)プラツツ	ミオレット・フォーユー	4 件

アシスト機能付歩行車 評価項目（評価委員会案）



【想定される利用者】

下記のいずれかに該当する高齢者とする
 ①向かにつかまれば歩行できる
 ②短い距離の歩行は可能であるが、長い距離の歩行は困難
 ③歩行時のバランスが不安定
 ④事前の練習等により歩行車を安全に利用できる認知機能を有し、独立で屋外での移動が可能
 ⑤アシスト機能を有さない従来の歩行車では、坂道や買い物等の荷物を運搬しての歩行移動が困難



【想定される利用者】

下記のいずれかに該当する高齢者とする
 ①傾斜路は7度（ $1/8 \sim 12\%$ ）程度を基本とし、取扱説明書記載の許容最大傾斜が7度を超える場合には、7度に加え最大許容傾斜角度でも評価する
 ②片流れ路（腰断勾配）は3度（約5%）とする（メーカーカタログ記載値）
 ③段差は2cmで半径2cmのアーチのある形状とする
 ④荷重は5kgとする

（4）アシスト機能付歩行車のモデル的評価

委員会コメント等

【評価を行う前提として】

- アシスト機能付歩行車の使用が想定される場面について議論があり、在宅生活する人の外出する際の使用で、荷物の量や路面状況、坂道などの環境により、アシストなし歩行車では実用的な歩行ができない状態を想定した。
- 利用者の歩容について、歩行姿勢と歩行動作をどのように想定するのか議論があつた。歩行姿勢については、①体幹直立姿勢で、腕の支持は身体前方のグリップを握ることにより上体の重さを上方に持ち上げる方向に動き、身体の重心は歩行車の基底面内にある
- ②体幹前傾姿勢で、腕の支持は身体前方のグリップを握ることにより歩行車を押しだす方向に歩く。③脚の運びと歩行車の前進が同時に行われ、(1)立位状態で歩行車を前に脚を運ぶ、(2)太腿して脚への両重を減らした後に脚に押し出した後、歩行車に荷重して脚へ便直的に上記を、(1)体幹直立歩行、(2)一動作歩行。
- ④二動作歩行と呼称する。⑤短い距離の歩行器との比較によるアシスト機能の優位性や操作性を評価する評価方法を採用する場合、評価機関が所持する回構形歩行器で評価する場合、その状態によつて評価に影響を与えることがある。その点について実際の評価時点までに検討する必要がある。

【評価を終えて】

- アシスト付き歩行車の適応については、対象とする利用者の自身機能要因、利用環境要因、運搬荷物等の利用目的など、様々な要素の適合が必要であり、製品自体はユニバーサルな利用を推奨するものではないと感じられた。
- 使用者の歩行状態や感覚に応じた機器性能が發揮されるかなどという視点では、様々な要因を想定した利用実証を通じて評価者は、「機械に人が慣らしている、機械に人が合わせて動作しなければ効果を発揮できない」という感想を持った。

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果	機種3	機種2	機種1	委員会コメント等
(1) 高さ調整								
1 操作が簡単にできるか	介護者が簡単にできるか、実際に操作して確認する。	A：簡単にできるが、簡単ではない。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整等が手軽にできる」ことを示す。	B ノブを緩める目安が解りづらい（取説に図がない） ノブを支えないと落ちてしまう	A ノブを支えないと落ちてしまう	A ノブを支えないと落ちてしまう	A ノブを支えないと落ちてしまう	利用者の性格との適合を測る調整機能については、この項目で評価する。

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種1	機種2	機種3	
2 固定時は保たれるか（気の力などはないか）	利用者や介護者が行うクリック位置調整操作について、固定性は保たれているか実際に操作を行って確認する。意の角度及び位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。C：固定性が保たれない。	利用者に不快感をもたらす極めめてつよい場合、○評価	A	A	A	
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）							
1 操作が簡単に行きか	利用者や介護者が行うことなどを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。操作時に中途半端な状態で止まらないか、操作方法が理解しやすいか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認する。	A：簡単にできるが、簡単ではない。B：操作はできるが、簡単ではない。C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らざること」を示す。	A	A「ハッティリーをつけたまま折りたたまないでください」の趣旨が不明。過剰な手間で実効性に疑問。	A	機種2については、折りたたみ操作時のハッティリー取り扱いについて表示の必要性があり、アシスト機能に付随する抑速制御は別途評価する。
(3) ブレーキ操作							
1 制動ブレー	利用者が行うことを想定し、制動ブレーキ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※制動ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単に行えるが、簡単ではない。B：操作はできるが、簡単ではない。C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らざること」を示す。	A	硬く操作しづらい。また、効き始めが特に固く、指の開き角度が指の力に入りづらいポイントになり、操作しづらい。	A	この項目で評価する「ブレーキ」とは、利用者が握るなどして操作する機械式ブレーキであり、アシスト機能に付随する抑速制御は別途評価する。
2 駐車ブレー	利用者が行うことを想定し、駐車ブレーキ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※駐車ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単に行えるが、簡単ではない。B：操作はできるが、簡単ではない。C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らざること」を示す。	A	かかっているか否かの判断がしづらい。操作は簡単にできるのでA評価とする。	A	同上
3 駐車ブレー	駐車ブレーキをかけた状態で、バスケット内のものを持ち上げたり、いすに座つている状態から立ち上がり、いすをどしたとき、駐車ブレーキが解除されるようないいか確認する。	A：問題ない。B：姿勢のどちらかだしてしまった可能性がある。C：通常の使用を想定したときに解除してしまう可能性がある。	立ち上がりの際に手すり付わりにグリップを握り、不意に触つて解消してしまう恐れがある。	B	C椅子からの立ち上がり時またはバスケットから荷物を取り出す瞬などに、レバー等に触れ、意図せずブレーキが解除されてしまう可能性が大きい。	A	同上

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種 1	機種 2	機種 3	評価結果	委員会コメント等
(4) キャスターの固定及び解除								
1 操作が簡単にできることを想定し、キャスターの固定及び解除操作が簡単であるか、実際に操作して確認する。 ※取説に記載機能がないものは、評価対象外とする。	介護者が行うことを想定し、キャスターの固定及び解除操作が簡単であるが、簡単ではない。 C：操作できない。	A：簡単にできるが、簡単ではない。 B：操作できるが、簡単ではない。	機能なし	B：膝をつかないと操作しにくい。ただし介護者による操作の評価。利用者の操作は困難。	機能なし	機能なし		利用者が使用中に設定変更することは考えづらいので確認方法の「利用者」を削除。片流れ踏み歩行が想定される環境では、キャスターの固定機能はあつた方が良い。
(5) ハンドグリップ								
1 握りやすい形状になっつ形状になっているか	利用者が握りやすい形状になっているのか、痛みが生じないかを実際の動作を行って確認する。 ※前腕支持部のあるものについて前腕が置きやすいかも、評価する。	A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲にある。 C：握れない。	A	A	A	A		
(6) 基本操作								
1 電源のON/OFFが簡単にできることを想定し、実際に行つて確認する。	利用者または介護者が行つこどを想定し、実際の際、「グリップに触れない」など、取説説明書の要求事項を適切に行えるかも含め評価する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	B	B	A	A	「グリップに触れない」という状態を前提にすることは、利用者の状態像から無理がある。	
2 アシスト量等の調整設定操作が簡単にできることを想定し、歩行前にあらかじめ調整する。	利用者または介護者が行つこどを想定し、設定操作が簡単にできることを評価する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	A	A	A	A	操作は簡単にできるが、設定のノリエーシヨンが多く、適切なアシスト量等の設定が難しい場合がある。	
3 歩行中に安全部のりセッタなど操作が必要なスイッチやキーが操作しやすいか	利用者が歩行中に操作することを想定し、歩行中に操作する必要のあるスイッチやキーが簡単に操作できるか、実際に操作して確認する。 ※歩行中に操作するスイッチやキーが付属しない機種は除外。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	A	A	A	A		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種1	機種2	機種3	
4 平たん路でアシスト歩行による基本操作ができるか	①駆動（前進・後退） ②スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 ※この頃でいう「スピードの調整」とは、「ゆっくり」「早く」などといった利用者の希望するスピードに歩行車が円滑に同調するかを指す。 ※荷重有の条件で評価する。	A：違和感なく操作できる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。		A	A	A	・荷重設定を2つに区分し、それぞれの荷重条件を一つの項目でまとめて評価する方法を試行した結果、荷重なしの条件ではアシスト機能そのもののを感じにくい状況であったため、荷重有での評価のみとした。 ・駆動のアシスト量の設定により歩行特性の変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、アシスト量での評価もともども感じられる最大アシスト量での評価が適切であると判断された。
5 平たん路での歩行がしやすいか	利用者が行うことなどを想定し、 ①直進（前進・後進） ②曲がる ③旋回について、足元に十分なスペースが確保されているか、歩行の妨げになるような構造（キャスター・フレーム・フレーキワイヤー等との干渉）になつていいのか、実際の動作を行つて確認する。 ※荷重有の条件で評価する。	A：歩行しやすい。 B：多少歩行しづらいことがあるが、許容範囲である。 C：歩行できない。	B	B	B	B	・荷重設定を2つに区分し、それぞれの荷重条件を一つの項目でまとめて評価する方法を試行した結果、荷重なしの条件ではアシスト機能そのもののを感じにくい状況であったため、荷重有での評価のみとした。 ・駆動のアシスト量の設定により歩行特性の変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、アシスト量での評価もともども感じられる最大アシスト量での評価が適切であると判断された。 ・いずれの製品も、グリップ高さの設定等、歩行姿勢に觸する記載はない。 ・歩行姿勢をどのように設定するかによって評価が変わってくる。本来の歩行姿勢は体幹直立とすべきではあるが、現状一般的な歩行器を利用の際の高齢者の姿勢は上体前傾であり、今回の評価は後者に合つせた。メーカーが前提とする上体前傾の歩行姿勢ではない。一方歩行器の規格は体幹直立を前提にしており、規格や定義の整理が必要である。

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種 1	機種 2	機種 3	
6 傾斜路面での操作が簡単にできるか	①駆動（前進昇り・前進降り）、後退（②スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。※この貞でいう「スピードの調整」とは、「ゆっくり」「早く」といった利用者の希望するスピードに歩行車が円滑に同調するかを指す。※荷重有の条件で評価する。※アシスト量を最大性能に設定し評価する。※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する。	A : どちらも楽に昇れる。 B : やや楽になる。 C : アシストの効果を感じられない。	A	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重設定を2つに区分し、それぞれの荷重条件を一つの項目でまとめて評価する方法を試行した結果、荷重ないしの条件ではアシスト機能そのもののを感じない状況であったため、荷重有での評価のみとしたこと。 ・駆動のアシスト量の設定により走行特性的変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価結果をもつとも感じる最大アシスト量での評価が適切であると判断された。 ・坂を上る際の2動作歩行で、坂を前進させるとクリップに荷重をかける、その後リターンで坂を下り、そのタイミングで歩行車が円滑な歩行が困難であった。 ・昇りと下りでは、判定の目安が異なるので区別し、評価項目を分割する。
7 傾斜路面での操作が簡単にできるか	①駆動（前進昇り・前進降り）、後退（②スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。※この貞でいう「スピードの調整」とは、「ゆっくり」「早く」といった利用者の希望するスピードに歩行車が円滑に同調するかを指す。※荷重有の条件で評価する。※制動量を最大性能に設定し評価する。※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する。	A : しつかりとした制動が効く感じがする。 B : 制動を感じられる。 C : 制動を感じない。	B	B	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重設定を2つに区分し、それぞれの荷重条件を一つの項目でまとめて評価結果に大きな違いがないかと判断し、より過ある荷重有での評価のみとしたこと。 ・制動の大きさの評定により走行特性的変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、制動の効果をもつとも感じる最大制動強さでの評価が適切であると判断された。 ・昇りと下りでは、判定の目安が異なるので区別し、評価項目を分割する。
8 片流れ路面で操作が簡単にできるか	駆動（前進）の調整が簡単に操作できるか確認する。	A : 平坦な路地同等に直進が楽にできる。 B : 直進しようとするアシストを感じられる。 C : アシストを感じられない。	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・前進は順調的ではなく、前進の後進は誤差的ではない動き方のため、前進の評価のみとした。 ・荷重設定を有り無の2つに区分し、それまでの荷重条件を一つの項目でまとめて評価する方法を試行した結果、荷重の有無で評価結果に大きな違いが生じないと判断し、より過る条件である荷重有での評価のみとしたこと。 ・駆動のアシスト量の設定により走行特性的変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、アシスト量での評価が適切であると判断された。

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種 1	機種 2	機種 3	
9 立ち座りがしやすいか	利用者が行うことを想定し、座面及び背面からの立ち上がり動作がしやすいか、実際の動作を行って確認する。 ※座面がないものについては、評価対象外とする。 ※屋内の平らな路面を想定する。	A：動作しやすい。 B：動作しづらいが許容できる範囲である。 C：動作できない。		C：正面に座るができるない。斜めに座る方法を取説に記載しても良いのではないか。	B	B	評価者の体型によって結果が変わる。評価で想定する体型が必要。
10 座位は安定するか	休息用のイスに座ることを想定し、座りやすさ、バックサポートやアームサポートの位置や座面の形状など評価する。	A：座位が安定し、休憩できる。 B：座位は安定しないが、何とか座って休憩できる。 C：座位が不安定せず落下的危険がある。または強い不快感を与える。		C：表面フレームバイブルの前方への傾斜、前方に幅広のフレーム形状が起こりやすい。	B	B	評価者の体型によって結果が変わる。評価で想定する体型が必要。
(7) 使用時の安定性							
1 歩行時に気になるほどなのカタはないか	利用者が行うことを想定し、本体による歩行時のガタッキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、傾斜路（昇り下り）、片流れ路を10メートル程度走行して評価する。 ※荷重ありなしで評価する。	A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれない。 C：安定性が保たれない。		A：利用者に不快感をもたらす力が強めでつよい場合、C評価	A	A	平滑な路面での評価では特には見られなかつたが、劣化して荒れたアスファルト路面の高さ調整中で、トランクリップの緩み、歩行中に下り坂してしまった。どう症状が個体特有の症状か、この対象にはしきれないのか、出場を評価の対象となかった。
2 座面に着座するのに気の立たないカタはないか	利用者が行うことを想定し、座面への着座動作の際に、力タッキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※着座・起立時の駐車フレーキの効き具合も、ここで評価する。 ※座面が無いものは、評価対象外とする。	A：安定性が十分に保たれている。 B：安定生は保たれるが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれない。		A：利用者に不快感をもたらす力が強めでつよい場合、C評価	A	A	

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種1	機種2	機種3	委員会コメント等
(8) 段差の乗り越え・凸凹路の走行・片流れ路での進路変更							
1 段差の乗り越えが円滑に行なわれる際には、アシスト制御が適切に機能するか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内使用のみを想定したものは、評価対象外とする。 ※荷重有の条件で評価する。 ※アシスト量を最大性能に設定し評価する。 ※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する。	利用者が行うことを想定し、20mmの段差乗り越えの際に、アシスト制御が適切に機能するか、実際の動作を行って確認する。	A：待ち上げる等の特別な操作なしで円滑にできる。 B：片手で持ち上げる等の特別な操作で乗り越えられるが、円滑ではない。 C：段差を乗り越えない。	B ・円滑とは、「段差が手間にて乗り越えらきる」というイメージでは、一般的な歩行車よりも大きな段差を乗り越えられる印象を持つが、乗り越えられない。 A ・段差ステップ（ティッシュ・シンクバー）操作で乗り越えらきるが、段差ステップ自体の操作方法が取説の文章だけではわからず、乗り越えられない。 B ・段差スティック操作で、最大幅の助走により一般走行にて評価される。段差降りが許容されない。 C ・段差スティック操作で、最大幅の助走により一般走行にて評価される。段差降りが許容されない。	A	B ・段差スティック操作で乗り越えらきるが、手間にて乗り越えらきる。 A ・段差スティック操作で乗り越えらきるが、手間にて乗り越えらきる。 B ・段差スティック操作で乗り越えらきるが、手間にて乗り越えらきる。	A	・50mmの段差で評価を試行したが、いずれの機種も乗り越えは不可能であった。「アシスト付き」といふイメージでは、一般的な歩行車よりも大きな段差を乗り越えられる印象を持つが、乗り越えられない。 ・駆動のアシスト量の設定により走行特性の変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、アシスト量での評価をもつとも感じる最大アシスト量での評価が適切であると判断された。 ・同じ20mmでもアーチの無い段差は3機種共に乗り越えることができなかつた。
2 段差を降り移動が円滑に行われるか	利用者が行うことを想定し、20mmの段差を降りる際に、アシスト制御が適切に機能するか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内使用のみを想定したものは、評価対象外とする。 ※荷重有の条件で評価する。 ※アシスト量、制動強さを最大性能に設定し評価する。 ※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する。	A：段差降りることが円滑にできる。 B：段差は降りることができるが円滑ではない。 C：段差を降りられない。	A ・円滑とは、「段差を降りる際に「異常な動き」が中止されてしまう。	A	B ・段差を降りる際に「異常な動き」が中止されてしまう。	A	昇段に合わせて20mmアーチ付きの段差での評価とした。
3 凹凸路（未舗装路に走行できるか）	利用者が行うことを想定し、凹凸を持つ路面を走行する際に、アシスト制御の動作を行って確認する。 ※アシスト量を最大性能に設定し評価する。 ※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する。	A：円滑な走行が可能である。 B：走行は可能であるが円滑ではない。 C：走行できない。	C	C	C	C	評価場所の屋外、石敷きの未舗装路で評価したところ、いずれの機種も走行不可能であった。今回の結果のみからでは、未舗装路の走行について、アシスト機能が有効に働いているか否かを確認することはできなかつた。今後の評価に向けどの程度の凹凸を想定するか検討要。

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種1	機種2	機種3	
4 片流れ踏または上方への進路変更が円滑に行われるか	利用者が行うこととを想定し、片流れ踏または下方への進路変更を行つ際には下方へ90度の進路変更を行つ際に、アシスト制御が適切に機能を行つるか、実際の動作を行つて確認する。	A：進路の変更が円滑にできる。 B：進路の変更はできるが円滑ではない。 C：進路の変更ができない。	円滑とは、「進路の変更に容易に取りきること」にできることを示す。 ※屋内使用のみを想定したもののは、評価対象外とする。	A	A	A	駆動のアシスト量の設定により走行特性の変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、アシスト量での評価が適切であると判断された。
5 滞部分の通過が円滑に行われるか	踏切を想定し100mm幅の溝を通過する際にアシスト制御が適切に機能するか、実際の動作を行つて評価する。 ※アシスト量を最大性能に設定し評価する。 ※アシストなしの同様形状の歩行器との比較により評価する	判定目安は未検討		C	C	C	実際に運転を越える操作を繰り返したが、アシスト制御が適切に機能せず無理であり現実的にはないとこの評価結果を得た。現設階では、評価自体不可能であるとの通過はできない「段差の通過はできない」「踏切に入ることはできない」等の注意点を明示すべき。
(9) 充電				A	A	A	
1 バッテリー残量が容易に把握でき、充電時間の判断ができるか	利用者または介護者が残量の確認を行うことを想定し、その判断が正しいかを確認する。	A：容易に判断ができる。 B：判断はできるが容易ではない。 C：判断できない。		A	A	A	
2 バッテリーの着脱、運搬は容易にできるか	介護者がが行うこととを想定し歩行車本体からの電池の脱着、および充電器までの運搬が容易にできるか確認する。 ※歩行車本体からバッテリーを取り外して、屋内等で充電を行う機種について評価する。	A：着脱および運搬が容易である。 B：着脱および運搬はできるが容易ではない。 C：着脱および運搬ができない。		A	A	A	
3 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、ハーネス接続フックの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。		A	A	A	

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	評価結果			委員会コメント等
				機種1	機種2	機種3	
(10) 歩行操作感							
1 走行中に電源を最大速度で走行し、電源を切った際の歩行器の挙動の変化を確認し、その危険性を評価する。 ※平坦な路で評価する。	A : 挙動の変化がなく不安感がない。 B : 挙動の変化があるが、実際に危険とは言えない。 C : 挙動の変化に伴う危険性がある。	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	駆動のアシスト量の設定により走行特性の変化が予想されるので、いくつかの設定で評価を試行し、適切な評価基準を検討した結果、挙動の変化が最もおこりやすいこととした。
2 走行中にバッテリーが切れてしまつた際にバッテリーを想定し、平たん路と傾斜路について、モーターの負荷を解除できるか、操作できることを評価する。 ※荷重有りの条件で評価する。 ※クラッチ機構等によりモーターの負荷の解除を行いうる機種については、その機構の使い勝手を評価する。 ※クラッチ機構により抑速等の制御ができない状態での制動・駐車ブレーキの効き具合や、傾斜路での走行操作性を評価する。	A : モーターの負荷を解除できる。(アシスト機能の無い歩行車と同等の操作性がある) B : 操作できない。 C : 操作できている。	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	・どちらも、坂道を上り辛い人が利用するほどを考えると、坂を上る際の実用性があるのをAとすべき。 ・バッテリー電圧が低下した際の歩行車の挙動も気になるが、具体的な評価の開発は困難であろう。 ・この項目は「操作性」を評価した項目で、下り坂での歩行中にバッテリー切れや電源遮断が生じた際の急加速防止等「安全性」を評価する項目もあつた方がよい。
(1) 全般							
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所に触れないか、自視及び触感によって確認する。介護者が、傷つけられる箇所が、傷サインにならないか	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	必ずしも取説通りには操作しないという前提で、誤操作でも一定の安全が確保されている状態をA評価とした。(以降同じ) ・機械安全の視点からでは、ユーザーが着脱するところが想定されるネジは、経年によつてバリが発生し、身体を傷つける可能性がある。この際、ユーザーには販売業者とも含まれるると考えられる。
2 バッテリーの着脱操作の際に、利用者や介護者の身体に触れる箇所に触れないか確認する。 ※充電器へのバッテリーの着脱についても評価する。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	B側方からの着脱のみを想定しているが、折りたたむフレームの隙間に手を入れられると、前方から手や指の挟み込みにつながる。取説にも明示がなかつたため、評価Bとした。

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種1	機種2	機種3	評価結果	委員会コメント等
(2) 高さ調整								
1 高さ調整時つけたる身体を介護者が行うことを想定し、実際につけたる身体を介護者が行うことを想定し、実際につけたる身体を介護者が行うことを想定する。	A : 傷つける危険性が低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。 ※前腕支点部の高さやフレーム幅についても、ここで評価できるものについては、ここに記載する。※調整の方法は、取説に記載されている手順による。※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A : 軽傷事故がかかる場合、C評価	B 上下スライド部のリベットとフレームの間に指をめ擠む。また、操作の際の腕の姿勢と歩行姿勢者とのグリップの位置関係から、フレーキレバーに頭部をぶつける可能性がある。	A			
(3) 折りたたみ (本体の開閉操作)								
1 折りたたみ時に利用者や介護者が行うことなどを想定し、収納状態から開閉する際に操作を行ない、傷つけたる危険性がないか確認する。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。 ※折りたたみ操作は、取説に記載された順序による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A : 軽傷事故がかかる場合、C評価	B シートバイブと支持フレームとの間に指を挟む可能性がある。	B 折りたたみヒンジ部分を握って上に持ち上げ折りたたむすると、指を挟む可能性が大きい。	A	必ずしも取説通りには操作しないという前提で、誤操作でも一定の安全が確保される可能性がある。	
(4) 座面の上げ下ろし (着座する際の操作)								
1 座面の上げ下ろし時に利用者や介護者が行うことなどを想定し、傷つけたる危険性がないか確認する。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。 ※上げ下ろし操作は、取説に記載された順序による。 ※上げ下ろし機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A : 軽傷事故がかかる場合、C評価	A	機能なし	A	この項目で評価する「フレーキ」とは、利用者が握るなどして操作する機械式フレーキであり、アシスト機能に付随する抑制制御は別個の項目で評価される。	
(5) フレーキ								
1 フレーキ操作を利用する者が行うことなどを想定し、実際にフレーキ操作を行い、傷つけたる危険性がないか確認する。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。 ※ここでは、「自動」「駐車」「圧力」の各フレーキについて評価する。 ※「駐車」については、解除操作についても評価する。 ※フレーキ機構がないものについては、評価対象外とする。	A : 傷つける危険性は低い。 B : 操作の方法によっては、傷つける危険性がある。 C : 傷つける危険性が高い。	A : 軽傷事故がかかる場合、C評価	B 駐車フレーキ解消の際に、フレーキ手部分に挟み込みやすい動きが現れるためB評価とした。	A			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種1	機種2	評価結果	機種3	委員会コメント等
(6) キャスターの固定及び解除								
1 キャスターの固定及び解除時につけるに際しては、傷つけないか確認する。 ※キャスターの固定及び解除操作は、取説記載されている手順によるもの、評価対象外とする。	利用者や介護者が行うことなどを想定し、実際に固定及び解除操作を行っては、傷つける危険性がないか確認する。 ※キャスターの固定及び解除操作は、評価可能機能がない場合は、評価対象外とする。	A：傷つける危険性はない。 B：操作の方法によつては、傷つける危険性がある。 C：傷つける危険性が高い。	A：軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 B：指を挟む可能性はある C：指を傷つけられる可能性はある	A	A	機能なし 指を挟む 機能なし	A	
(7) 使用時の安全性								
1 歩行時に手指や脚など他の身体を、挟み込む、ぶつけることなどが、実際に歩行して確認する。 ※一定時間の歩行で継続的に擦れや皮膚の損傷などアラリなどがある危険性がないかも、この項目で評価する。	利用者が歩行する際に、手指や脚など他の身体を、挟み込む、ぶつけることなどが、実際に歩行して確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。 ※屋内の平らな路面を想定する。	A：傷つける危険性はない。 B：動作の方法によつては、傷つける危険性がある。 C：傷つける危険性が高い。	B：体幹前傾姿勢での歩行の際に脚がフレームに干渉する。長時間の継続的な脚をぶつけたままでは、内出血を起こす可能性がある。 C：体幹前傾姿勢での歩行の際に脚をぶつけたり、体幹前傾のままでは、内出血を起こす可能性がある。	B	B	歩行形態をどう想定するかで評価なるべく左記B評価は、体幹直立状態での歩行形態を想定した評価であり、体幹前傾のままでは、バッテリーボックスやフレームとの干渉は発生しない。しかし、本来の歩行姿勢にて評価を優先すべきと考えられる体幹直立での評価を考える。	A	
2 付属座面が立ち座りの時に安定しておらず、転倒はしないか。 ※取説による場合にはそれについても。	利用者が立ち座りの時に安定しておらず、転倒はしないか。 ※取説による場合にはそれについても。	A：転倒する危険性は低い。 B：動作の方法によつては、転倒する危険性がある。 C：転倒する危険性が極めて高い。	A：体幹前傾姿勢での歩行の際に脚がフレームに干渉する。長時間の継続的な脚をぶつけたり、体幹前傾のままでは、内出血を起こす可能性がある。 C：転倒する危険性が極めて高い。	B	B	座幅が狭く、正面向きに座ると、立ち上がりに身体とフレキが干渉してしまう。斜めに座ると、立ち上がりに動かす足がキャスターに干渉する。	A	
3 つまづき等により車輪が過度に回転するなどして利用者の転倒等を未然に防ぐことができるか、またはその際の転倒等を説明するよだな歩行車の動きがないかを確認する。 ※荷重有の条件で評価する。	利用者が不意にグリップ力が弱くなるなどした際に、歩行車に適切な制御ができるか、またはその際の転倒等を説明するよだな歩行車の動きがないかを確認する。 ※荷重有の条件で評価する。	A：転倒を防ぐ制御がなされている。 B：特別に転倒を助長するものではない。 C：転倒を助長する危険性が極めて高い。	A：転倒を防ぐ制御がなされている。 B：特別に転倒を助長するものではない。 C：転倒を助長する危険性が極めて高い。	B	B	実際の運用状況を想定し、アシスト量や制動力などを設定した状態で、課題となる評価を実施したが、すべての機種で、特別に転倒を予防する機械ミシングの点で、特に転倒を予防する機能があることは判断できなかった。	B	

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種 1	機種 2	機種 3	評価結果	委員会コメント等
(1) 取扱説明書								
1 取扱説明書 は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④説明性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・要項について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述する。また、利用者や介護者による書き方、かつ、その内容に誤りのあるものがある場合は理解することなどが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	「取扱説明書」の内容・要項について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述する。また、利用者や介護者による書き方、かつ、その内容に誤りのあるものがある場合は理解することなどが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	・全体を通して、「警告」や注記事点の表記よりも小さく重要なではないか。 ・「大きな段差」(p3) の具体的な数値が必要でないか? ・「加齢などにより、屋内での移動が困難になつたり…」(p5) の表記は、本来、この用具を利用する対象者の心身機能状態を、どの程度に考慮を困難にしていている。 ・段差を乗り越える際に警告音が発せられることが必要。 ・フレーキの調整方法	・「この製品は自立歩行が可能な歩行車です」の表記は、本来、この用具を利用する対象者の心身機能を考慮するため、明確な判断を困難にしている。 ・「各部の名称」(p6) で、セパレートセンサーの位置が判断しにくい。 ・「次のようないふな場所の使用は危険です」(p10) の表記は、注意すべき環境要因がまとまつて表記されていてわかりやすい。 ・「上体を使具体的にどのよう評価するのか(立位/バランス、上肢の支持力、脚力等)」も少しひいては説明が必要でははないか。 ・「充電中はバッテリーが熱くなりません」(p18) は、熟さるので、誤解をまねく表記ではないか。 ・バッテリーの着脱について(p20)、手をどこから入れるのか注意すべきではないか。 ・バッテリーの交換目安があると良い。 ・「歩行車と適切な距離で歩きましょう」(p24) の「適切」をどう判断するのかわからぬ。 ・点検リスト (p29) の点検後、異常があつた際の対応についての情報がない。	・3機種を通じて、歩行姿勢や歩き方にについての情報(クリップの高さ設定の方法等含む)が必要ではないか。「アシスト」という表現の機械能を、具体的に示す説明が必要ではないか。 ・3機種を用いて、この用具を利用する対象者の心身機能を、具体的に示す説明が必要である。 ・具体的な使い方、段差の乗り方、降り方の記載が無い専用用語の情報用の情報を整理して盛り込むべきでないか。	• 「この製品は自立歩行が可能な歩行車です」の表記は、本来、この用具を利用する対象者の心身機能を考慮するため、明確な判断を困難にしている。 ・「各部の名称」(p6) で、セパレートセンサーの位置が判断しにくい。 ・「次のようないふな場所の使用は危険です」(p10) の表記は、注意すべき環境要因がまとまつて表記されていてわかりやすい。 ・「上体を使具体的にどのよう評価するのか(立位/バランス、上肢の支持力、脚力等)」も少しひいては説明が必要でははないか。 ・「充電中はバッテリーが熱くなりません」(p18) は、熟さるので、誤解をまねく表記ではないか。 ・バッテリーの着脱について(p20)、手をどこから入れるのか注意すべきではないか。 ・バッテリーの交換目安があると良い。 ・「歩行車と適切な距離で歩きましょう」(p24) の「適切」をどう判断するのかわからぬ。 ・点検リスト (p29) の点検後、異常があつた際の対応についての情報がない。	• 「この製品は自立歩行が可能な歩行車です」の表記は、本来、この用具を利用する対象者の心身機能を考慮するため、明確な判断を困難にしている。 ・「各部の名称」(p6) で、セパレートセンサーの位置が判断しにくい。 ・「次のようないふな場所の使用は危険です」(p10) の表記は、注意すべき環境要因がまとまつて表記されていてわかりやすい。 ・「上体を使具体的にどのよう評価するのか(立位/バランス、上肢の支持力、脚力等)」も少しひいては説明が必要でははないか。 ・「充電中はバッテリーが熱くなりません」(p18) は、熟さるので、誤解をまねく表記ではないか。 ・バッテリーの着脱について(p20)、手をどこから入れるのか注意すべきではないか。 ・バッテリーの交換目安があると良い。 ・「歩行車と適切な距離で歩きましょう」(p24) の「適切」をどう判断するのかわからぬ。 ・点検リスト (p29) の点検後、異常があつた際の対応についての情報がない。

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	機種 1	機種 2	機種 3	評価結果	委員会コメント等
(2) 表示								
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者が記載されているか ③複数人が分かりやすく、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合、「指摘事項」を記述する。「指摘事項」は、利用者や介護者による危害報告であるもの、が極めて誤りのある場合には、「重大な問題な指摘事項」として記載すること。	「製品に対する表示」の内容・必要性が記述される、「指摘事項」を記述する。「指摘事項」は、利用者や介護者による危害報告であるもの、が極めて誤りのある場合には、「重大な問題な指摘事項」として記載すること。	・「スイッチを投入する際にグリップ等に手を触れない」注意事項は、本体に表示すべき。 ・折畳機構の挿み込みボイントには、「指はさみ注意」の表示をすべき。 ・許容使用者体重等の表示が見えづらい。	・高さ調整の際の増はさみ注意の表示は必要ではないか。 ・「折りたたむ際にはバッテリーパックを取り外す」注意点については、本体に表示が必要。	・許容使用者体重等の表示場所が分かりづらい。 ・折畳の際の挿み込みボイントに「指はさみ注意」表示が必要ではないか。	機種 1と 3 は表示が少なく、必要と思われる個所にも添付されていない。	機種 1と 3 は表示が少なく、必要と思われる個所にも添付されていない。
4. 保守・保清性								
(1) 保守	1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか等を、実際に操作を行って確認する。	※取説に明記されている内容です。但し、取説に工具を使用した保守が必要な工具等が同様されない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	フレーキの調整方法の保守項目あり。	フレーキの調整方法の保守項目あり。
(2) 保清性	1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか等を、実際に操作を行って確認する。	※取説に明記されている内容です。但し、取説に工具を使用した保守が必要な工具等が同様されない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行って確実なが日常的に使うが容易ではない。 C : 保清を行って確実なが日常的に使うができない。	保清などは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行つ保清」を示す。	保清などは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行つ保清」を示す。

第2部 資料編

2-2. 福祉用具ヒヤリハット等検証

(1) 福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適切な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、施設従事者等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

受講修了者は、福祉用具事故・ヒヤリハット事例収集のための協力者として有効に活用していくこととする。

1) 期日

東京：平成 28 年 12 月 22 日（木）10:00～16:40

大阪：平成 28 年 12 月 19 日（月）10:00～16:40

2) 場所

東京：主婦会館プラザエフ（四ツ谷駅すぐ）

大阪：新大阪丸ビル別館（新大阪駅すぐ）

3) 修了者数

東京：34 名

大阪：42 名

4) 実施方法

表 2-3 カリキュラム及び講師

内 容	講 師
福祉用具の安全と福祉用具利用の安心	(一社) 日本福祉用具評価センター センター長 鈴木寿郎
福祉用具を安全に利用するために	(公財) テクノエイド協会 普及部次長 根石竹夫
福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点	(NPO) とちぎノーマライゼーション研究会 理事 伊藤勝規
福祉用具のリスクマネージメント演習	(有) サテライト 代表取締役 堤 道成

①座学による知識の整理

「福祉用具の安全と福祉用具利用の安心」では、JIS や QAP の評価機関である一般社団法人日本福祉用具評価センターの鈴木寿郎センター長が講義した。

福祉用具の事故情報や、福祉用具の安全に関する規格・基準である JIS マーク、SG マーク、QAP マーク等の意味と製品試験エビデンスの活用を解説した。

また、福祉用具を安心して利用いただくために、安全なメンテナンスの実施や取扱等操作方法の説明、身体・環境・使用目的への適合等を講義した。

次に「福祉用具を安全に利用するために」では、公益財団法人テクノエイド協会より福祉用具臨床的評価事業の目的や評価対象種目、評価実施体制、臨床評価

の視点や認証マーク等を説明した。

また、福祉用具ヒヤリハット等情報の説明を行い、事例収集の協力依頼をした。

②実機を用いた演習

「福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点」では、評価委員会と事例分析検討会の委員である伊藤勝規氏が講義した。

二つの訴訟事例から福祉用具の責任を考え、実際の使用場面を想定した臨床的評価の重要性を学んだ。

また、車いすと特殊寝台の実機を用いて、実際の評価項目に沿って、操作機能性や安全性等を判定し、危険な箇所や操作を確認した。

③ワークショップ

「福祉用具のリスクマネジメント演習」では、【福祉用具安全確認トレーニング】を開発した有限会社サテライトの堤道成代表取締役が講義した。

グループ演習では、「ヒヤリハットが起こる直前の図」から、どんな危険が潜んでいるか、どんな安全確認・対策が必要かを考え、活発に議論した。

人・用具・環境に目を向けて、総合的に安全に対する感受性を高め、埋もれがちな情報を共有できた。

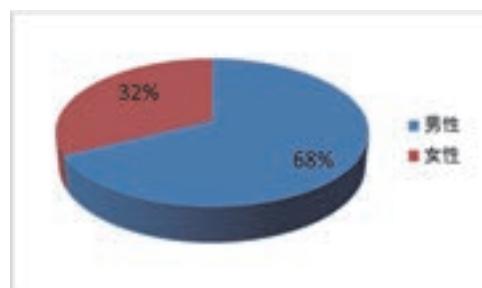
5) アンケート結果

①回収率 77/77名 100%

※1名早退で修了者は76名

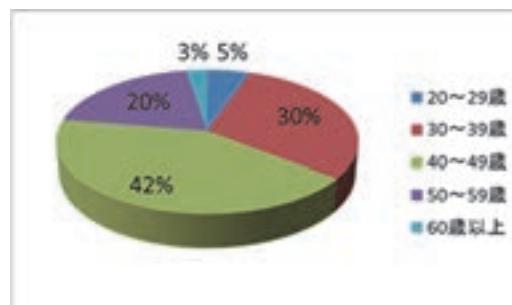
②性別

- ・男性 52名
- ・女性 25名

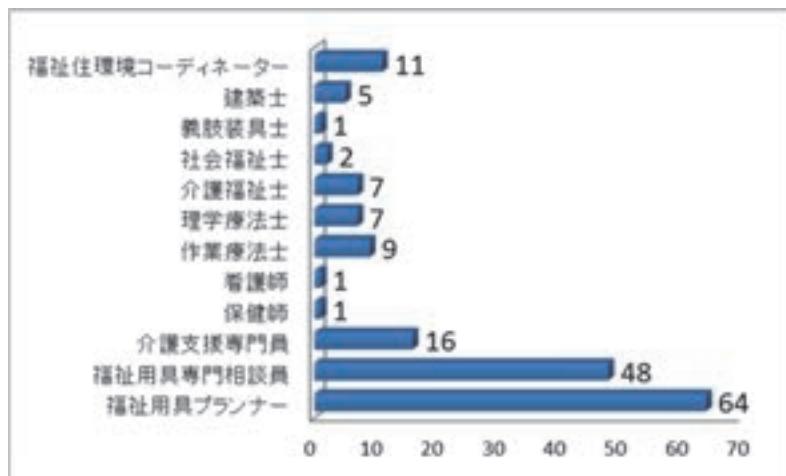


③年齢

- | | |
|---------|-----|
| ・20～29歳 | 4名 |
| ・30～39歳 | 23名 |
| ・40～49歳 | 32名 |
| ・50～59歳 | 15名 |
| ・60歳以上 | 2名 |



④所持資格



⑤参加の動機（複数可）

- | | | |
|-------------------|-----|-------|
| ・プログラム内容に関心がある | 41名 | 53.2% |
| ・リスク管理が業務上必要である | 34名 | 44.2% |
| ・受講料が無料である | 36名 | 46.8% |
| ・プランナー更新の指定研修である | 61名 | 79.2% |
| ・勤務先から受講するよう指示された | 2名 | 2.6% |

⑥研修の満足度

- | | | |
|----------|-----|-------|
| ・とても満足 | 44名 | 57.1% |
| ・まあまあ満足 | 27名 | 35.1% |
| ・どちらでもない | 3名 | 3.9% |
| ・やや不満 | 2名 | 2.6% |
| ・とても不満 | 0名 | |

<とても満足>

- ・どの先生も大変わかりやすくお話しいただきました。このような研修を開催していただき有難いです。受講料が発生しないのがなんだか申し訳ないです。
- ・再度自分自身の足りない部分を実感することができた。
- ・経験ある講師の方と、参加者の方と話をすることが出来たため。
- ・資料が多く、後日振り返りが出来ると思う。
- ・自分自身が成長することが出来たように思います。
- ・安全確認トレーニングシート等参考になるものが多くありました。
- ・実技・体験など参加型は楽しくできました。
- ・全ての内容が勉強になりました。
- ・大きな事故につながる前に改めて日常にひそむ危険性をみつけすためのきっかけとなりました。
- ・いつも使用している福祉用具に関しての内容なので、興味深く聞くことができました。事故発生は、いろんな要因がからむと気づきました。

- ・専門知識をわかりやすく、学ぶことができた。
- ・少し甘く考えていたがリスク管理の必要性・重要性を感じた。
- ・講師の先生の説明が分かりやすかった。複数の人と話し合うと見えない所が見えてくる。

<まあまあ満足>

- ・自分達にとっても福祉用具の事故は身近なものとしてとらえ、知識を増やし、伝えていきたいと思いました。
- ・実例をもう少し聞きたかった。
- ・グループワーク等あって、座学以外でも研修できたので、あきずに時間がたつのが早かった。

⑦学習したことは現場で役立つと思いますか？

・とても役立つ	42名	54.5%
・まあまあ役立つ	31名	40.3%
・どちらでもない	1名	1.3%
・あまり役立たない	2名	2.6%
・全く役立たない	0名	

<とても役立つ>

- ・具体的な内容で良かった。グループワークも違う職種の方の話が参考になった。
- ・注意しないといけないという意識付けができたと思います。
- ・現場で気をつける点が多々ありました。
- ・情報を伝達する立場なので、今後役立てたいと思う。
- ・施設内研修の資料にし、スタッフに伝えたいです。
- ・明日からの現場に活かします。
- ・様々な職種を勤務しているので、事例を検討していきたいと思いました。
- ・会社の会議等に役立てたい。
- ・多方面からみることを学んだ。

<まあまあ役立つ>

- ・安全、リスクに関する知識が学べ、さらに知識を増やすきっかけとなった。
- ・これまで職場でリスクについて訴えてきたが、あまりきいてもらえない。

⑧テクノエイド協会ホームページの福祉用具ヒヤリハット情報について

・頻繁に参考としている	9名	11.7%
・何度も閲覧したことがある	21名	27.3%
・1~2回だけ閲覧したことがある	20名	26.0%
・知っていたが、中身は見ていない	16名	20.8%
・知らなかった	10名	13.0%

⑨自由意見

- ・今後も積極的にセミナーに参加しようと思っています。無料のものが増えるとありがたいです。
- ・事例等の取り組みや、協会の考え方等分かりました。近隣の福祉用具取り扱いの案内ができればと考えます。
- ・職場内研修に活用できるようにします。
- ・臨床評価や分析など客観的にとらえる手法を学ぶことができた。
- ・安全確認トレーニングも様々な意見を聞くことができて、勉強になった。
- ・特に「分析手法」についてよくわかりました。
- ・講師がかわり、メリハリがつき、集中力が下がらずよかったです。
- ・ヒヤリハット、事故を未然に防ぐことができるよう地元で普及させていただきます。手引きの中のディスクも活用し、援助計画やモニタリングに活用したい。
- ・運転を担当している職員は、送迎時に起こりうる事故については分かっている様だが、自分は大丈夫という気持ちがある様子もあるため、ヒヤリハットは全く出ず、事故につながっている。介護職などの専門職は、理解は得やすいが、その他の職員にもヒヤリハットの大切さを伝えていかないと感じました。福祉用具を選ぶときの役割の大きさを実感したと共に楽しさを感じることが出来ました。
- ・適切な用具を選ぶこと、使い方の説明などはしていたが、リスクまでは考えられていなかったです。複合的に考えることが必要ということが分かった。
- ・絵でヒヤリハットやインシデントの状況を伝えるのはいいなと思いました。
- ・定期的に受講できれば良いのですが都合が合わないと思うので、e ラーニングなどでも学べるとよいと思います。
- ・情報が全体的に古く感じました。今後、新しい情報を元に研修して頂ければ幸いです。
- ・演習が足早だったので、少し物足りない感じがしました。
- ・今回のようなリスク管理だけでなく、うまい活用方法や、どう無駄を省き必要な物を適宜判断する事例等も知りたい。
- ・実例（ヒヤリハット）の内容をくわしく説明が欲しい。
- ・名札等で職種は分かるようにした方がいい。グループワークするときに職種がかたよらない方がいい。
- ・ヒヤリハットなどの事例の、可能性の高いもの及び多いものを項目別にもう少し教えてほしい。

（2） 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

福祉用具の事故やヒヤリハット情報等に関する取り組みについて、重大事故については、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁から公表されており、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が事故分析を行い、事故の原因が「製品に起因する場合」には、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた JIS 規格の見直し等に反映させているところであるが、これまでの事故報告を見ると、利用者による誤使用や不注意、さらには利用者と用具や使用環境

の不適合から生じた事故等が多数を占めている。

このような「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を福祉用具安全推進員の受講者から新しく13事例を収集した。その内容を委員会で精査・検証し、類似の事例等を除く8事例を追加で掲載し、合計332事例を協会ホームページから情報提供した。

(3) 福祉用具の安全な利用を考えるための教材作成【e ラーニング】

ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育が各地で行えるように、福祉用具ヒヤリハット等事例のコンテンツを活用した教材を e ラーニングで学習できるようにした。

また、福祉用具ヒヤリハット事例集を e ラーニングで学習できるようにした。

eラーニングシステム

【講義録】【長編】福祉用具の安全な利用を考える

はじめに

福祉用具で拡がる自分らしい人生



歳をとったり、病気や障害を負うことで、生活機能が低下し、日常生活が不自由になります。低下した機能を補い、残っている機能をより引き出してくれるのが福祉用具です。

前向きな気持ちと適切な福祉用具の活用が、希望のある人生を実現してくれます！

学習終了

現在のスライド：1 / 7 学習時間：00:10 / 00:52

3. 事業総括

(1) 福祉用具臨床的評価

福祉用具を利用する人の状態像や使用場面に着目して、製品の「安全性」や「利便性（使い勝手）」等を評価し、認証された用具について情報提供しており、認証件数は平成28年度末で合計128件となった。

また、すでに上市されている「アシスト機能付歩行車」をモデル的に評価して、評価項目、確認方法、判定の目安、解釈基準などを作成した。

(2) 福祉用具ヒヤリハット等検証

1) 福祉用具安全推進員研修会の開催

東京と大阪で開催し、76名が修了した。受講者は大変熱心に参加し、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識は高まった。アンケート結果によると研修内容については好評で、各地で開催してほしいとの意見があった。

今後は、福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンとする。

2) 福祉用具ヒヤリハット等事例収集及び提供

「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」等を福祉用具安全推進員研修会の受講者から新しく13事例を収集した。

その内容を委員会で精査・検証し、類似の事例等を除く8事例を追加で掲載し、合計332事例を協会ホームページから情報提供した。

3) 福祉用具の安全な利用を考えるための教材【e ラーニング】

福祉用具ヒヤリハット等事例のコンテンツを活用し、福祉用具の安全な利用を考えるための教材をe ラーニングで学習できるようにした。

また、福祉用具ヒヤリハット事例集をe ラーニングで学習できるようにした。

福祉用具臨床的評価事業に関する規程

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書.....	32
(認証業務マニュアル)	
· 事業の目的、適用、用語の定義、認証業務及び組織	
· 臨床的評価、認証、申請書類等	
2. 認証センター業務規程.....	45
(品質マニュアル)	
· 目的、適用、用語の定義	
· 業務の基本方針、業務文書等	
3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程.....	47
· 設置、業務権限、構成	
· 開催、審議、部会、守秘義務等	
4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程.....	49
· 評価基準の作成および掲載項目、判定基準	
· 共通評価基準	
5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程.....	60
· 評価機関の登録申請等	
6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則.....	65

福祉用具臨床的評価事業は、安全で、使い勝手の良い福祉用具を認証していく仕組みであり、本システムの公平性・信頼性を高め、社会から信頼が得られるシステムとなるよう、ISO/IEC Guide 65 に規定される「製品認証機関に対する一般要求事項」に準拠した運営体制の構築が図られるよう努めるものである。

公益財団法人テクノエイド協会

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書 (認証業務マニュアル)

1. 目的

本規程は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的な側面から評価（実際の使用場面を想定する評価）し、安全で、使いやすい福祉用具を認証する業務に関する方法を定め、福祉用具の安全利用の確保に資することを目的とする。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）が実施する「福祉用具臨床的評価事業」（以下「本評価事業」という。）に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる福祉用具の種目とし、認証委員会で決定する。

（本評価事業で対象とする福祉用具の種目及び対応するJIS規格番号）

1. 手動車いす（JIS T 9201 手動車いす）
2. 電動車いす（標準形・簡易型）（JIS T 9203 電動車いす）
3. 電動車いす（ハンドル形）（JIS T 9208 ハンドル形電動車いす）
4. 特殊寝台（JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド）
5. 車いす用可搬型スロープ（JIS T 9207 車いす用可搬型スロープ）
6. 入浴台（JIS T 9257 入浴台）
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
（JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ）
8. 浴槽内いす（JIS T 9259 浴槽内いす）
9. 入浴用いす（JIS T 9260 入浴用いす）
10. ポータブルトイレ（JIS T 9261 ポータブルトイレ）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9264 歩行補助具－歩行器）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9265 歩行補助具－歩行車）
12. エルボークラッチ・多脚つえ
（JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ）
（JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ）
13. ベッド用テーブル（JIS T 9269 ベッド用テーブル）

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書（様式1）」及び評価機関による「評価報告書（様式2）」を基に、認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 認証業務及び組織

4. 1 認証業務の基本方針

本協会は、本評価事業による認証を行うにあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての申請者から依頼された本評価事業を公平に行う。
- (2) 本評価事業を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

4. 2 認証センター

本評価事業の遂行のため、本協会の普及部を「福祉用具認証センター」（以下「認証センター」という。）として位置付ける。

認証センターの業務に関する規程は「福祉用具認証センター業務規程」に定める。

- (1) 認証センター長は、普及部長とする。
- (2) 認証センター長は、本評価事業の遂行責任を負う。
- (3) 認証センター長は、認証の可否を決定する。
- (4) 認証センター長は、本評価事業の業務手順を文書化し維持する。
- (5) 評価基準の登録・公開・更新を行う。

4. 3 認証委員会

本評価事業のあり方を審議し、以下の事項について、本協会理事長に答申を行う認証委員会を設置する。理事長は、答申を尊重しなければならない。

認証委員会の運営に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程」に定める。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価制度に係わる事項

- (3) 評価結果の確認、公表
- (4) 苦情処理・サーベランス結果等の評価の妥当性に係わる事項

4. 4 基準部会

本評価事業において使用する評価基準の作成及び見直し等を行い、認証委員会に提議する基準部会を認証委員会の下部組織として設置する。

4. 5 苦情処理・サーベランス部会

本評価事業の業務遂行に関する苦情、本評価事業により、認証された製品に関する苦情等の処理の状況及び事故等の市場情報を審議し、認証委員会に提議する苦情処理・サーベランス部会を認証委員会の下部組織として設置する。

- (1) 苦情処理・サーベランス部会は、必要に応じて開催するものとし、認証センターの苦情処理状況等の審議を行い、認証委員会及び本協会理事長に報告する。
- (2) 認証センター長は、臨時の部会の開催を部会長に依頼することができる。

5. 臨床的評価

5. 1 評価基準

評価基準は、基準部会において、その原案を作成し、認証委員会で審議・制定し、認証センター長が登録し公開する。

評価基準の制定に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程」に定める。

5. 2 評価機関

臨床的評価は、評価機関に委託して実施する。

評価機関の登録に関する規程は「福祉用具臨床的評価機関登録規程」に定める。

- (1) 臨床的評価の受託を希望する評価機関は、あらかじめ認証センター長に申請する。
- (2) 認証センター長は、臨床評価機関として適切に評価できる能力を有するかを審査する。ただし、その審査に疑義が生じた場合は、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。
 - a) 要員の能力及び経験
 - b) 臨床的評価の結果
- (3) 認証センター長は、審査の結果、評価機関として認定した機関へ指定書を交付する。

6. 認証

6. 1 認証の要件

臨床的評価における認証は、下記の要件を全て満足する製品の製造事業者又は輸入事

業者に与えられる。

(1) 工学的安全性において、JIS認証、又はSG認証を受けていること。

(2) 臨床的評価において、評価結果が評価基準を満足していること。

但し、認証製品に生じた事故についての損害賠償等の責任を負うものではない。

6. 2 認証の申請

認証の手続きは、認証を受けようとする福祉用具の製造事業者又は輸入事業者の申請によって開始される。

(1) 申請者は、認証申請書（様式1）を認証センターに提出する。

(2) 認証センターは、記入事項等の書類審査を行ったうえで申請を受け付ける。

(3) 申請者は、所定の審査料を認証センターに預託する。

評価機関と申請者との間に利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。

6. 3 臨床的評価

認証センターは、登録済みの評価機関の中から評価機関を選定し、臨床的評価を依頼する。

(1) 評価対象の製品は、申請者が認証センターの通知する評価機関に指定日時に持ち込むこと。

(2) 評価に際して、事前の調整を必要とする福祉用具においては、申請者が指定日時までに完了させること。

(3) 評価機関は、評価チームを編成し、評価を開始すること。

(4) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。

評価チームは、評価責任者を含む4～5名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。但し、評価責任者は有資格者を兼任することができる。

- エンジニア 工学的側面を理解しユーザビリティ評価できるもの
- PT又はOT 運動機能や生活機能の観点から評価できるもの
- 相談担当者 在宅における適合経験があるもの（3年以上）
- エキスパートユーザー 障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望まれる。）

(5) 評価の判定方法は下記とする。

a) 判定は、評価項目毎に実施し、評価チームの合議により判定し、判定結果を評価責任者が記録する。

b) 判定は、各評価項目並びに福祉用具臨床的評価事業共通評価基準によるものとし、評価チームにおいてその適応に疑義を生じた場合には、評価責任者が認証センターと協議を行うものとする。

c) メーカーの取扱説明書に利用者の適応範囲が明確に設定されている場合は、上記b)の福祉用具臨床的評価事業共通評価基準における想定する利用者及び介護者等

を変更することができる。但し、判定結果には、その旨を明記すること。

- d) 判定結果は、評価報告書（様式2）及び、別紙として項目別の判定結果を記入した書類を添付して、認証センターに提出する。
- e) 評価報告書（様式2）の判定結果は、原則として、項目別の判定結果を基に、「合」・「否」を明示する。

6. 4 認証審査

認証センターは、「申請書（様式1）」及び「評価報告書（様式2）」を審査し、認証の可否を決定する。

- (1) 認証可の基準は、次のとおりとする。
 - イ 工学的安全性において、JIS認証、又はSG認証を受けていること。
 - ロ 評価報告書（様式2）の判定結果が、原則として「合」であること。

但し、認証センターは、必要に応じ、総合的に調整を行ったうえで総合判定結果の変更の可否を審議し、「合」「否」を決定することができる。
- (2) 認証センターは、必要に応じ、複数の評価機関に評価を依頼することができる。
- (3) 申請書の内容に疑義が生じた場合は、申請者に再提出を指示することができる。
- (4) 認証不可とする場合には、その理由を明示しなければならない。

6. 5 認証通知

- (1) 認証センターは、認証可と決定した製品について、申請者に「認証通知書（様式3）」により、審査結果を通知する。通知書には評価報告書（写）を添付する。
- (2) 認証可となった製品は、認証製品リストに登録するとともに、本協会のホームページを通じて情報公開する。また、メーカーの希望に応じて評価結果の詳細も公表できるものとする。
- (3) 認証可となった製品は、本協会と申請者の契約締結により「福祉用具臨床的評価事業認証（QAP）マーク」を表示することができる。マークの様式、媒体等については別に定める。

6. 6 認証不可通知

- (1) 認証センターは、認証不可と決定した製品について、申請者に「認証不合格通知書（様式4）」により、その審査結果を通知する。通知書には、評価報告書（写）を添付する。
- (2) 通知書には、認証不可の理由を明示しなければならない。
- (3) 通知書に「異議申立書（様式5）」を添付し、申請者の異議を受け付ける。
- (4) 通知書に「是正処置報告書（様式6）」を添付し、申請者の改善の申し立てを受け付ける。

6. 7 再審査

- (1) 認証センターは、認証不可とした製品について、「異議申立書（様式5）」が提出された場合には、速やかに再審査を行い、認証の可否を決定する。
- (2) 認証センターは、「是正処置報告書（様式6）」が提出された場合には、是正処置の有効性を審査し、認証の可否を決定する。
- (3) 前2項の書類が提出された場合、認証センターによる必要性の判断により、最初に評価を行った機関又は、別の評価機関へ再度評価を依頼することができる。

6. 8 認証の有効期間

- (1) 認証の有効期間は3年間とする。
- (2) 認証の延長は「6. 2 認証の申請」による。
但し、認証センターは、書類審査のみで再認証することができる。
- (3) 認証の方法に重要な変更が生じた場合には、有効期間を短縮することができる。
- (4) 有効期間の短縮は、認証委員会の審議を経なければならない。
(重要な変更の例示)
 - a) 評価基準が大きく改定された場合
 - b) JIS規格が大きく改定された場合

6. 9 認証業務の監視

- (1) 認証センターは、認証可否の状況を認証委員会へ報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、異議申立書が提出された案件について、認証の可否にかかわらず、異議申立ての処理の経緯について、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (3) 認証センターは、認証業務についての苦情を受け付けた場合は、誠意を持って対応し、苦情処理の経緯を記録する。

6. 10 認証製品の監視

- (1) 認証センターは、認証製品についての情報を監視し、問題があるときは苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、認証製品についての苦情受付窓口を設け、苦情情報を受け付ける。
- (3) 認証センターは、認証製品の事故や申請者の品質管理体制について広く情報を収集する。

6. 11 認証取消

- (1) 認証センターは、認証製品に問題が生じた場合、認証を取り消すことができる。
- (2) 認証センターは、理由を明示した「認証取消通知書」を申請者に送付するととも

に、認証製品リストから抹消し、公開情報等を訂正する。

(3) 認証の取り消しは、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。

7. 1 付則

(1) 国庫補助金の交付を受けて本評価事業を実施する場合、6. 2 (3) に定める審査料の規程は、適用しない。

様式 1

認証申請書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____
代表者名 _____ 印
住所 テロロロ一ロロロロ

TEL 番号 _____ ()
FAX 番号 _____ ()
電子メールアドレス _____

福祉用具の臨床的評価による認証を申請します。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	<input type="checkbox"/> 手動車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす（標準形、簡易形、ハンドル形） <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 入浴台 <input type="checkbox"/> 浴槽内いす <input type="checkbox"/> 浴室用すのこ及び浴槽用すのこ <input type="checkbox"/> 入浴用いす <input type="checkbox"/> 歩行器・歩行車 <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> エルボークラッチ・多脚つえ <input type="checkbox"/> ベッド用テーブル
製造事業所	事業所の名称 _____ 住所 テロロロ一ロロロ TEL 番号 _____ () FAX 番号 _____ ()
工学的安全性	適合の証明方法： 第三者認証による認証書を添付すること。
T A I S コード (取得している場合のみ記載すること。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 一 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (付属品) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 一 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
Q A P コード	(記入不要)
備考（付属品等）	

様式 2

福祉用具臨床的評価報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 テロロローロロロロ

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

福祉用具臨床的評価の結果について報告します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	合・否
------	-----

判定基準の変更 無し・有り()

総評	
----	--

受付	認証	情報	備考

様式 3

認証通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しましたので通知します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
T A I S コード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
Q A P コード	
備考	

判定結果	合
判定基準の変更 無し・有り()	
総評	

注意：評価申請時と異なる方法に製造方法を変更する場合には、再審査が必要となることがありますので、速やかに福祉用具認証センターにご連絡下さい。

受付	認証	情報	備考

様式 4

認証不合格通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しませんので通知します。

製品の名称	
製品型番	
福祉用具の種目	
メーカー名	
T A I S コード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
Q A P コード	
備考	

判定結果	否
------	---

判定基準の変更 無し・有り()

総評	
----	--

(1) 不合格の理由に異議がある場合は、様式 5 により異議申立書を提出してください。

(2) 不合格の原因個所を改善する場合は、様式 6 により是正処置報告書を提出してください。

受付	認証	情報	備考

様式 5

異議申立書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____
代表者名 _____ 印 _____
住所 テロロロ一ロロロロ

TEL 番号 _____ ()
FAX 番号 _____ ()
電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、異議を申し立てます。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
異義申立ての理由	
T A I S コード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□
Q A P コード	

様式 6

是正処置報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____
代表者名 _____ 印 _____
住所 テロロロ一ロロロロ

TEL 番号 _____ ()
FAX 番号 _____ ()
電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、是正処置を実施しますので、確認をお願いします。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
是正処置	<ol style="list-style-type: none">1. 是正処置の計画概要2. 是正処置の実施日（又は予定日）3. 是正処置の結果、確認可能となる日
T A I S コード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□一□□□□□
Q A P コード	

2. 認証センター業務規程 (品質マニュアル)

1. 目的

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会の普及部に設置する「福祉用具認証センター」の業務の品質を維持し、福祉用具臨床的評価事業（以下「本評価事業」という。）の信頼性を高め、もって社会の信頼に応えることを目的として制定する。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）の普及部に設置する「福祉用具認証センター」（以下「認証センター」という。）が実施する業務に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる種目の福祉用具とし、認証委員会で選定する。

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書（様式1）」及び評価機関による「評価報告書（様式2）」を認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 業務の基本方針

本認証センターは、その業務の遂行にあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての業務を公平に行い、申請者による差別等の不公平な業務は行わない。
- (2) 本認証センターの業務は、本業務規程に基づいて遂行する。
- (3) 本認証センターの業務を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

5. 業務文書

認証センターは、業務に必要な業務手順書及び業務記録を定め、手順に従い管理する。

(1) 業務手順書

業務手順書は、文書の区分毎に、必要に応じ作成・承認等を行う。

文書区分	識別 No.	作成者	承認者
福祉用具臨床的評価業務方法書 規程	認証センター 規程	普及部	認証センター長
福祉用具認証センター業務規程 福祉用具臨床的評価認証委員会規程 福祉用具臨床的評価判定基準制定規程	個別規程	普及部	認証センター長
個別の評価項目	個別基準	認証委員会	認証センター長
その他の一般文書	一般文書	普及部	認証センター長

(2) 業務記録の管理

業務記録は、記録の区分毎に、認証センターに保管する。業務記録には下記の記録がある。

品質記録の名称区分	識別 No.	作成者	承認者	保管期限
認証製品リスト	認証一	業務責任者	認証センター長	20年
認証記録（個別製品）	同上	業務責任者	認証センター長	20年
評価記録（個別製品）	評価一	業務責任者	認証センター長	20年
評価機関委託契約書	委託一	業務責任者	認証センター長	20年
苦情処理	K一	業務責任者	認証センター長	3年
内部監査	N一	認証センター長		3年
是正処置	C一	業務責任者	認証センター長	3年
予防処置	P一	業務責任者	認証センター長	3年
申請書リスト	申請一	業務責任者	認証センター長	10年

6. 内部監査

(1) 本評価事業が、適正に遂行されているかどうかを確認するため、認証センター長は、毎年5月に認証センター業務の内部監査を実施する。

3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程

(設置)

第1条 福祉用具認証委員会（以下「本委員会」）は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的側面から評価し、安全で使いやすい福祉用具を認証する業務のあり方を審議し、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）理事長に答申することを目的として、本協会内に設置する。

(業務権限)

第2条 本委員会は、本協会理事長の委嘱により、以下の事項を審議し、決定する。本協会理事長は、その決定を尊重するものとする。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価事業全般に係わる事項
- (3) 評価結果の確認、公表
- (4) 苦情処理・サーベランス結果等の妥当性に係わる事項

(構成)

第3条 本委員会の委員は、本協会理事長が委嘱する。

- (1) 本委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- (2) 本委員会の事務は、本協会内の普及部が行う。

(開催)

第4条 本委員会は、委員長が召集し、統括する。

(審議)

第5条 本委員会の審議は、合議制で行い、合意に至らない場合の審議は、委員長が決定するものとする。

- (1) 委員は、以下の利害関係のある議案について、原則的には審議に参加できないものとし、委員と審議事項との利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。
 - ・委員の属する組織に関する審議
 - ・委員の属する組織の成果物に関する審議
 - ・委員が助言・指導した組織の成果物に関する審議

(部会)

第6条 本委員会に対する答申機関として、次の部会を設置する。

- ・基準部会
 - ・苦情処理・サーベランス部会
 - ・その他本委員会が必要とする部会
- (1) 部会長は、本委員会の委員とし、本委員会が指名する。
- (2) 部会員は、部会長の推薦により、本協会理事長が委嘱する。
- (3) 部会の運営規則は、本委員会の運営に準ずる。

(守秘義務)

第7条 委員及び部会員は、本委員会の業務により知り得た情報を、本委員会業務以外の目的に使用または漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、委員及び部会員でなくなった後も継続するものとする。

(報酬等)

第8条 委員報酬等の細則は、本協会内の規定に準ずる。

4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程

(制定範囲)

第1条 臨床的評価の評価基準は、認証委員会が定めた福祉用具の臨床的評価による認証の評価対象製品区分毎に制定する。

(原案作成)

第2条 評価基準の原案の作成は、認証委員会が設置する基準部会に委嘱する。

(記載項目)

第3条 評価基準は、本規程の別紙に定める共通評価基準を基礎として制定されなければならない。

第4条 評価基準には、以下の事項を明示しなければならない。

但し、共通評価基準を変更せずに適用する場合は、記載を省略できる。

※別添「評価対象及び評価項目」参照

(1) 福祉用具の製品区分

(2) 評価にあたって想定する利用者

(3) 評価にあたって想定する介護者

(4) 評価項目

(5) 確認方法

(6) 判定の目安

A、B、Cの3区分毎に具体的な目安を明示する。

但し、取扱・表示の評価項目については、「留意点」に置き換える。

(7) 解釈基準等

本項目については、必要に応じて明示する。

(8) 判定結果欄

(9) 特記事項欄

(制定及び改廃)

第5条 評価委員会は、評価基準の原案を審議し、制定する。

(1) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準の見直しの必要性の有無を審議する。

(2) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準を見直すことができる。

(公表)

第6条 認証センター長は、制定された評価基準を登録し、公開するとともに、申請者の求めに応じて供与しなければならない。

福祉用具臨床的評価共通評価基準

1. 介護保険の種目及び該当する J I S 規格名称及び番号

臨床的評価における 種目名称	介護保険における該当種目	該当する J I S 規格
1. 車いす	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9201 手動車いす
2. 電動車いす (標準形・簡易形)	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9203 電動車いす
3. 電動車いす (ハンドル形)	貸与告示第 1 項 車いす	JIS T 9208 ハンドル形電動車いす
4. 特殊寝台	貸与告示第 3 項 特殊寝台	JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド
5. 車いす用可搬形スロープ	貸与告示第 8 項 スロープ	JIS T 9207 車いす用可搬形スロープ
6. 入浴台	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9257 入浴台
7. 浴室内すのこ及び浴槽内 すのこ	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
8. 浴槽内いす	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9259 浴槽内いす
9. 入浴用いす	購入告示第 3 項 入浴補助用具	JIS T 9260 入浴用いす
10. ポータブルトイレ	購入告示第 1 項 腰掛便座	JIS T 9261 ポータブルトイレ
11. 歩行器・歩行車	貸与告示第 9 項 歩行器・歩行車	JIS T 9264 歩行補助具－歩行器 JIS T 9265 歩行補助具－歩行車
12. エルボークラッチ・多 脚つえ	貸与告示第 10 項 歩行補助つえ	JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ
13. ベッド用テーブル	貸与告示第 4 項 特殊寝台付属品	JIS T 9269 ベッド用テーブル

2. 判定にあたっての共通基準について

各評価項目の判定にあたっては、個別に定められた「判定の目安」を参考にするとともに、最終的には、以下の基準に照らし決定することとする。

また、想定した利用者以外を主たる利用者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具等でその情報が利用者にとって有益である場合、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、その旨を特記事項に記述することとする。

(1) 判定に係わる共通事項

A : 問題なし	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性及び適合性が確保されており、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
B : 許容できる	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性は確保されているが、利用者の条件に適合させるには一定の専門性が必要であるもの。但し、専門家（OT・PT等）による適合は可能であるため、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
C : 問題あり	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性又は適合性に問題があるため、公的給付による使用が適切さに欠けるまたは適切ではない。」と判断できるもの

(2) 種目に係わる共通事項

介助者について	評価項目の中には、ブレーキ操作やリクライニング操作、ティルト操作、また移乗動作等、介護者が行う事項が存在しており、ここでは、一般的なヘルパーが介助することを想定する。 但し、想定した介護者以外を主たる介護者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具でその情報が利用者や介護者にとって有益である場合は、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、特記事項にその旨整理して評価を行う。
適合等について	<ul style="list-style-type: none">① 利用者の身体状況に適合していることを前提に評価する。② 利用者（介護者を含む。）が、取扱説明書を読んでいること。また、きちんとした説明を受けたことを前提に評価する。③ 利用者が使うことを前提に評価する。④ エンドユーザー（利用者や介護者）が、工具を使用して日常的に行う軽微な調整等については、評価の対象とする。

(3) 各種目に係わる評価条件

種 目	想定する利用者等について
1. 車いす	[想定する利用者] ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者
2. 電動車いす（標準形、簡易形）	[想定する利用者] ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者 ② 上肢に力のない人や、指の巧緻性がない者でも、ジョイスティックレバーを操作できる程度の機能が残っている者 ③ 重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く
3. 電動車いす（ハンドル形）	[想定する利用者] ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者 ② 車いす上での座位保持能力がない者や、重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く
4. 特殊寝台	[想定する利用者] ① 日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが何かにつかまらないとできない要介護者
5. 車いす用可搬形スロープ	[評価にあたっての統一事項] ① スロープの重さは20kgまでのもの（レール形は1本が20kg） ② 使用する車いす「標準形の自操用車いす」とする ③ 車いすに乗車するモデルの体重は「50kg～60kg」とする ④ スロープを架ける段差の高さは、「適用段差高さの範囲」の最大値とする ⑤ スロープを昇降する際、使用する車いすによっては、フットプレートや転倒防止バーがスロープや地面に干渉することがあるため、干渉する場合には、介助者がキャスターアップなどの操作を行うこととする ⑥ スロープを架ける上端及び下端の環境は、フラットで安定性が保たれ、きちんと適合していることとする
6. 入浴台	
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	[評価にあたっての統一事項] ① 評価環境に合わせて全体にすのこを敷き詰めることは困難なことから、JIS認証された既製品による評価とする ② 評価にあたっては、全体に敷き詰めた状態であることを想定し、評価すること（「浴槽内すのこ」で部分的な使用が可能なタイプは除く） ③ すのこの高さは諸元表に記載されている最大高で行うこと。
8. 浴槽内いす	
9. 入浴用いす	[想定される利用者] ① 立ち座りの動作が、不安定な人 ② 肘掛けがある製品を試用する人には、洗体時の体幹バランスが不安定な人も含まれる ※浴槽への出入りは、「座位移動により行っている人」や、「立位により行っている人」などが想定される [想定する使用環境] ① 一坪程度の浴室の広さを想定する ② 石鹼やボディーソープ等を使用した場面までは想定しない

10. ポータブルトイレ	<p>〔想定される利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護3程度までの利用者を想定することとし、トイレ上で安楽な姿勢をとことができるものとする。 ② トイレまでの移動距離を短くしたい人 ③ 肘掛けがある製品を使用する人には、排泄時の体幹バランスが、多少不安定な人も含まれる <p>※「通常トイレの環境に問題がある人」や、「通常トイレまでの住環境に問題がある人」が想定される</p> <p>※使用頻度としては、「介助者が不在の時」、「夜間のみ使用している人」などが想定される</p>
11. 歩行器・歩行車	<p>〔想定される利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 何かにつかまれば、歩行できる人 ② 短い距離の歩行は可能であるが、長い距離の歩行は困難な人 ③ 歩行時のバランスが、不安定な人
12. エルボークラッチ・多脚つえ	<p>〔想定される利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歩行時の体幹バランスが、不安定な人 <p>但し、エルボークラッチについては、上肢機能の低下、もしくは体重を支持するための十分な筋力を備えていない人も含む</p>
13. ベッド用テーブル	<p>〔想定される利用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ベッド上で食事をとる、または雑誌を読む等の活動を行う人 <p>〔評価にあたっての統一事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① テーブルに適合する特殊寝台を利用する

3. 評価実施機関向け評価指針について

上記2の共通基準による他、認証センターでは、実施機関向けの評価指針を作成し、実施機関は評価実施に際して、これをもとに評価にあたることとする。

なお、この規程に定めがない場合には、都度必要に応じて、認証センターと実施機関において協議のうえ、決定することとする。

(1) 車いす

4. 保守・保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行なうことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	日常的に利用者／介護者が保守を行なうべき箇所をタイヤの空気圧の調整に限定して、その操作がしやすいかどうかを確認する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行なうことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	想定される保清の内容は、身体が接触する箇所（座／背シート、アームサポート、ヘッドサポート、ハンドル、ハンドリム、ブレーキ等）が保清しやすいかどうかを判断する。

(4) 特殊寝台

評価の際に用いる車いすに係る評価指針
評価指針
評価を行う際に使用する車いすについては、当該ベッドに適用した使いやすい機器（アームレスト跳ね上げ式等）を評価実施機関が選定する。また、利用者の身体状況に適合していることを前提とする。

1. 操作機能性－ (3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）－ 1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
股関節と膝関節の位置が適合しているか確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置）。指定していない時には、「別記」参照。） ②膝関節を最大角度まで上げる。 ③次いで背を40度まで上げる。（背・膝連動タイプは、背を40度まで上げる。）	途中で圧迫感や大きなずれを感じても、その解除動作（介助でも自立でも）は行わない。 モデル身長は、取説に記述されている中間値程度とする。記述がない場合は155～160cmの範囲とする。 別記： ①ベッドを平らにした状態で、モデルはヘッドボードに近い位置に寝る。 ②膝関節を最大に上げる。 ③次に背を40度まで上げる。 ④上記③の状態で10秒ほど静止する。 ⑤背を平らまで下げる。 ⑥膝を平らまで下げる。 ⑦この位置を基本位置と設定する。

1. 操作機能性－ (4) その他－ 3 足元にマットレス止めを備えているか	
確認方法	評価指針
操作および目視により確認する。標準的なマットレスを使用し、モデルを標準的な位置に寝かせて足上げをした後に背を擧げるという動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	実際の介助場面を想定し、サイドレールを外した状態で評価する。

(5) 車いす用可搬形スロープ

4. 保守・保清性－ (1) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行なうことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	屋外で使用することが多いことから、日常の簡単な手入れ程度（拭き掃除や掃き掃除）を評価の範囲とする。

(6) 入浴台

4. 保守・保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行なうことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	座面の水平を保つために行なうロックナット等による脚の高さ調整は、日常的な保守の範囲とする。
4. 保守・保清性－ (2) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行なうことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認をする。

(7) 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ

1. 操作機能性－ (2) 使用時の設置状況－ 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
中央や四隅などを足で数回踏み込むなどで、用具に大きなズレが生じないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。
2. 安全性－ (1) 全般－ 4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (1) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

(8) 浴槽内いす

1. 操作機能性－ (1) 設置・撤去－ 1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が行うことと想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 ※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。 ※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認すること。	湯を張った状態で評価をする。 確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 1 使用時の設置、固定性（気になるほどガタはないか）	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状況で動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。 ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。 ※底部（浴槽底）のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者に有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する	湯を張った状態で評価する。 吸盤等により固定するものについては、設置に固定性の評価を含めること。

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

1. 操作機能性－ (4) 天板の形状－ 1 滑りにくい形状となっているか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に湯を張った状況で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけないデザインとなっているか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	湯を張った状態で評価する。 確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。

2. 安全性－ (1) 全般－ 4 使用時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。	湯を張った状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいなど、簡単に手入れできるか確認する。

(9) 入浴用いす

全体に係る評価指針
評価指針
手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。

1. 操作機能性－ (4) 背もたれの取り外し、取り付け 1操作が簡単にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。 ※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。	利用者と介助者により操作感が異なる場合には、厳しい方の選択肢を選ぶことと、特記事項には双方の意見を記述することとする。

1. 操作機能性－ (5) 使用時の安定性等について 1 使用時の安定性について（気になるほどのガタはないか）	
確認方法	評価指針
利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。 ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。 ※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。 ※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

1. 操作機能性－ (5) 使用時の安定性等について 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

1. 操作機能性－ (6) 座面・背もたれ・肘置きの素材、形状 1 座面・背もたれ・肘置きの固さ	
確認方法	評価指針
利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

1. 操作機能性－ (6) 座面・背もたれ・肘置きの素材、形状 2 座面・背もたれ・肘置きの滑りにくさ	
確認方法	評価指針
利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状により、過度に滑りやすくないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性 2 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程

(申請)

- 第1条 福祉用具臨床的評価事業に伴う評価機関の登録は、「福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）」に定めるところにより、臨床評価を実施しようとする者の申請により行う。
- 2 前項の登録は、認証センター長に対して、様式1「評価機関登録申請書」を提出することとする。
- 3 前項の登録は、認証センターが承認した日より当該年度3月末日までの期間とする。

(登録の要件)

- 第2条 登録を申請する者（以下この条において「登録申請者」という。）は次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。
- 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。
- 二 登録申請者が臨床評価機関の認定を受けるための要件として次に掲げることを遵守すること。
- イ 臨床評価機関には評価チームを編成し評価を行うこと。
- ロ 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。
- ハ 評価チームは、評価責任者を含む4～5名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。
- エンジニア：工学的側面を理解しユーザビリティ評価できる者
 - PT又はOT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者
 - 相談担当者：在宅における適合経験がある者（3年以上）
 - エキスパートユーザー：障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望ましい）
- 二 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制により判定すること。

(審査)

- 第3条 認証センターは、登録申請者を審議し、登録の可否を決定する。
- 2 認証センターは、評価機関の評価能力について、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。
- 一 要員の能力及び経験
- 二 臨床的評価の結果
- 3 認証センター長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めてはならない。
- 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）、福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程及び本規程を準拠せず不適切と認められるとき。
- 二 第6条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(登録)

- 第4条 認証センターは、臨床評価機関として登録した機関へ指定書を交付する。
- 2 登録は、臨床評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号

- 二 臨床評価機関の名称及び住所
 - 三 臨床評価機関が行う福祉用具の製品区分
- 3 認証センター長は、登録した臨床評価機関に専用システムにおいて使用する ID とパスワードを発行する。

(臨床的評価)

第5条 認証センターは、評価機関として登録した機関に製品を指定して臨床的評価を行わせることができる。

(登録の取消)

第6条 認証センターは、評価機関の評価体制等が不適切であると認める時には、評価機関の登録を取り消すことができる。

様式 1

評価機関登録申請書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

T E L 番号 _____ () _____

F A X 番号 _____ () _____

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具の臨床的評価業務に係わる評価機関として、登録願いたく、申請いたします。

福祉用具の製品区分	
当該製品に関する 過去の業務経験、臨床的 評価の実績等	
評価の体制	評価責任者氏名 _____ (注 1) 評価担当者(注 2) エンジニア氏名 _____ 職員・委嘱 O T 又は P T 氏名 _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ 相談担当者氏名 _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ エキスパートユーザー氏名 _____ 職員・委嘱 職員・委嘱 経験 年 職員・委嘱 経験 年
業務管理の体制	手順書 整備済み (月) までに整備 守秘義務に関する内部規程 なし 別紙添付

(注 1) 評価責任者が評価担当者を兼務する場合は、該当の担当者区分にも記入する。

(注 2) エキスパートユーザーを除く評価担当者については、別紙「略歴証明書」に所定の事項を記載し、評価責任者の能力証明を受けること。

別紙

略歴証明書

平成 年 月 日

当評価機関に所属する評価担当者は、下記の経験を有し、福祉用具の臨床的評価を行うに際して十分な知識を持ち、また、ユーザビリティ評価が可能であることを証明します。

評価責任者 _____ 印

資格区分	氏名	期 間	業務経験・教育等
エンジニア		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
O T · P T		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
福祉用具相談 担当者		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
その他		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

福祉用具臨床評価に係る評価見積書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

T E L 番号 _____ () _____

F A X 番号 _____ () _____

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具臨床的評価業務に係わる臨床評価実施にあたり、当機関での臨床評価費は以下のとおりです。

※1 申請あたりの単価

単位：円

臨床評価種目	金額
車いす	円
電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）	円
特殊寝台	円
車いす用スロープ	円
入浴台	円
浴室すのこ及び浴槽内すのこ	円
浴槽内いす	円
入浴用いす	円
ポータブルトイレ	円
歩行器・歩行車	円
エルボークラッチ・多脚つえ	円
ベッド用テーブル	円

6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則

1. 臨床的評価業務方法書 6. 5 (3) に定める福祉用具臨床的評価認証マークで表示する事項は、別表に定める様式の表示、該当する福祉用具の製品区分および評価基準とする。
2. 表示の方法は、容易に消えない方法による印刷および押印、刻印その他適切な方法とする。
3. 認証センターは、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるよう請求するものとする。
 - (1) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具又はその包装、容器等に臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
 - (2) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具の広告に、当該福祉用具が認証を受けていることを誤解される恐れのある方法で臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
 - (3) 被認証者にかかる広告に、臨床的評価認証マークに関し、第三者を誤解させる恐れのある内容があるとき。

福祉用具臨床的評価事業

評価対象及び評価項目

1. 車いす	68
2. 電動車いす（標準形・簡易形）	73
3. 電動車いす（ハンドル形）	79
4. 特殊寝台	84
5. 車いす用可搬形スロープ	88
6. 入浴台	91
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	95
8. 浴槽内いす	98
9. 入浴用いす	102
10. ポータブルトイレ	108
11. 歩行器・歩行車	114
12. エルボークラッチ・多脚つえ	120
13. ベッド用テーブル	123

1. 車いす

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①直進する（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋回することができるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) 着脱式部品（アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等）の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(3) 折りたたみ式部品（フレーム、バックサポート、フットサポート、等）の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(4) 調整式部品（張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等）の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作（ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポートなど）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	利用者又は介護者において、まったく操作できない場合、C評価		
2 調整後の固定性が保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が調整可能な部品について、その調整後（任意の角度及び位置）に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者がパーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作(レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	ブレーキの取付位置によることから、適切な位置で評価すること。 利用者又は介護者の力では、全く操作できない場合は、C評価		
(6) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	利用者や介護者が転倒防止装置の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) ティッピングレバー操作					
1 キャスター上げ操作が簡単にできるか	指定体重に近い人を乗せ、5cmの段差乗り越えを介助動作により行う。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) 段差乗り越え操作					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が2cmの段差乗り越えを可能かどうか確認する。 他の機種を用いて段差を乗り越えられる人が当機種に習熟すれば可能になるかどうかで判定する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者及び介護者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A : 接触することはない。 B : 下肢に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A : 接触することはない。 B : 手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 接触して手指を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)や衣服が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がるなどの転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを直進走行時の後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A : 転倒することはない。 B : 転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C : 転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
6 アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態での移乗時に、突起物が身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
7 移乗時にブレーキ(含む介護ブレーキ)が身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する) 利用者あるいは介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなど)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者がブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つける危険性が高い。	適切な取付位置であることを確認する。 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

2. 電動車いす（標準形・簡易形）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋回 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(2) クラッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、機構の形状や重さ、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(4) 操縦コントロールレバー					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作手順を理解できるかを確認する。装置の位置調整や形状選択が可能であれば、その調整を行った後の操作性を見る。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(5) コントロールボックス					
1 (机等への)接近時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A : 対応できる。 B : 対応はできるが、容易ではない。 C : 全くできない。			
2 移乗時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A : 対応できる。 B : 対応はできるが、容易ではない。 C : 全くできない。			
(6) スイッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所及び操作方法を簡単に理解できるか、設置位置は適切かを確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(7) 走行操作					
1 ピンポイント（軸を動かさないこと）での切り返し操作が簡単にできるか	その場で回転して確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	<p>操作による体感、及び目視により確認すること。急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。</p> <p>前方に障害物が無い平坦地で実施する。</p> <p>※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。</p>	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。</p> <p>C : 体幹が安定せず、不安感がある。</p>	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	<p>操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。</p> <p>前方に障害物が無い平坦地で実施する。</p> <p>※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。</p>	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。</p> <p>C : 体幹が安定せず、不安感がある。</p>	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 平地を最大速度で180度旋回したときに不安感がないか	<p>操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、180度旋回したときの体幹の安定性、不安感を確認する。</p> <p>左・右回転で確認する。</p> <p>前方に障害物が無い平坦地で実施する。</p> <p>※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。</p>	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。</p> <p>C : 体幹が安定せず、不安感がある。</p>	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
4 開示された実用段差を最大速度直進で上ったときに不安感がないか	<p>操作による体感、及び目視により確認すること。</p> <p>離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。</p> <p>※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。</p>	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。</p> <p>C : 体幹が安定せず、不安感がある。</p>			
5 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	<p>操作による体感、及び目視により確認すること。</p> <p>離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。</p> <p>段差を降りるとき前方に重心が移動するため、コントロールバーから腕が落ちないか（スイッチが切れないか）も確認すること。</p> <p>※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。</p>	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。</p> <p>C : 体幹が安定せず、不安感がある。</p>			
6 走行中に間違って電源スイッチを切つても不安感は無いか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	<p>A : 体幹が安定し、不安感がない。</p> <p>B : 不安全感が生ずるが、実際に落下するほどではない。</p> <p>C : 落下する危険性がある。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(9) 着脱式部品（アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等）の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) 折りたたみ式部品（フレーム、バックサポート、フットサポート、等）の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 調整式部品（張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等）の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作(ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポート等)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	調整可能な部品について、その調整後(任意の角度及び位置)に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(12) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	パーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作(レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(13) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	転倒防止装置の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A : 接触することはない。 B : 下肢に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がる等の転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A : 転倒することはない。 B : 転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C : 転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態での移乗時に、突起物が身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A : 接触することはない。 B : 手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 接触して手指を傷つける危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
6 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
7 移乗時にブレーキが身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認すること) 利用者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポート等)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A : 転倒を防止することができる。 B : 転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C : 装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適當か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適當か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易に出来るか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが、容易ではない。 C : 保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが、容易ではない。 C : 保清を行うことができない。			

3. 電動車いす(ハンドル形)

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋回 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(2) クラッチ（手押し走行装置）					
1 操作が簡単にできるか	介護者がクラッチの位置や操作方法が容易に理解できるか、入り切りの方向は明確か、接触などで不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(4) ハンドル位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、実際に操作して確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うハンドル位置調整操作について、固定性は保たれているか実際に操作を行って確認する。 任意の角度及び位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) ハンドル操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認する。 ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。運転操作して前進、後退、左右への方向転換、旋回を低速、高速で確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(6) アクセルレバー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 スピード調整機能、進行方向の切り替え機能の有無を確認する。 前進後進の方向は明確になっているか、ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) スイッチ・キー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 キー操作の場所や差込み方向、キーの形状や操作にかかる力を確認する。 各スイッチの場所や入り切りの状態は明確になっているかを確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
(8) シート前後位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が装置の場所や操作手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。 ※工具を使用するものは対象外とする。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのがタはないか）	利用者や介護者が行うシート前後位置調整操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 最大可動位と中間可動位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(9) シート回転操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのがタはないか）	利用者や介護者が行うシート回転操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 各固定位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのがタはないか）	利用者や介護者が行うアームサポート跳ね上げ操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 標準位・跳ね上げ位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C : 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 折りたたみ又は分解操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が、操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(12) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施する。	A : 体幹が安定し、不安感がない。 B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C : 体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施とする。	A : 体幹が安定し、不安感がない。 B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C : 体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 開示された実用段差を最大速度直進で上ったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A : 体幹が安定し、不安感がない。 B : 体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C : 体幹が安定せず、不安感がある。			
4 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A : 体幹が安定し、不安感がない。 B : 不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C : 落下する危険性がある。			
5 走行中に間違つて電源スイッチを切っても不安感は無いか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A : 体幹が安定し、不安感がない。 B : 不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C : 落下する危険性がある。			
(13) 夜間走行					
1 夜間に走行する場合にも問題はないか	夜間に走行することを想定し、他者の視認性、他者からの視認性、走行操作に問題は無いか、確認する。	A : 視認性・操作性に問題はない。 B : 不安感があるが、運転者が気をつければ対応できる範囲である。 C : 事故を起こす可能性がある。			
(14) 機械式ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を理解し、操作して確認する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 乗車時に利用者の身体を傷つけるような箇所はないか	乗車時に利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 身体を傷つけることはない。 B : 身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		
(2) ハンドル位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってハンドル位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		
(3) シート前後位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート前後位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		
(4) シート回転操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート回転操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		
(5) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってアームサポート跳ね上げ操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		
(6) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたって、折りたたみ又は分解操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 着脱式部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(8) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A : 手指を傷つけることはない。 B : 手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C : 手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適當か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適當か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。			

4. 特殊寝台

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) スイッチ・格納・柵					
1 見やすいか	目視により確認する。	A : スイッチの意味が文字ないしは図形により間違いなく確認できる。 B : よく見れば確認できる。 C : 誤認による事故の可能性がある。			
2 操作しやすいか	操作により確認する。 操作者は介助者の場合と利用者の場合と両方で確認する。姿勢は立位と臥位を想定する。 片手にスイッチを持ってその手でスイッチ操作する。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
3 柵等に固定したときに操作しやすいか	③機能の操作、特に背上げ操作を行って確認する。 本人を想定して、柵の内側にスイッチを固定して臥位で片手で操作してみる。	A : 簡単に操作できる。 B : 操作できるが簡単ではない。 C : 操作できない。			
4 格納しやすいか	取説に格納場所が記述されればその場所に格納しやすいか、操作して確認する。 記述がない場合には、一般的な格納場所としてベッド柵を想定し、柵にかけやすく、ベッドが水平な位置で勝手にはずれないか、また、はずそうとしたときにはずしやすいか確認する。	A : 片手で容易にかけたりはずしたりできる。 B : 容易ではないが、片手でできる。 C : 格納できない。			
(2) 柵の取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、柵の取り外しや取り付けについて、操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。	A : 簡単にできる B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「柵の取り外しや取り付けの操作が手間取らず容易にできること」		
(3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）					
1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	背上げ座位をとった際に、膝関節と股関節の位置が適合しているか、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置。指定していない時には、別に定める基準を参照。以下同様。） ②膝関節を最大角度まで上げる（背・膝運動タイプのベッドや单独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝運動タイプのベッドは膝を運動させて背を40度まで上げる。）	A : かかとがマットレスについている。 B : かかとが若干浮くが、身体に大きなズレは生じない。 C : かかとが大きく浮き上がり、身体に大きなズレが生じる。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 ベッド後方（足側）へ身体がずれることはないか	<p>背上げ・背下げ動作を行い、体が大きくずれないか、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝て、ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（初期値）。</p> <p>②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。</p> <p>③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。</p> <p>④この状態で30秒静止する。</p> <p>⑤背を平らになるまで下げる。</p> <p>⑥膝を平らになるまで下げる。</p> <p>⑦ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（計測値）。</p> <p>⑧②～⑦を再度繰り返す。</p> <p>上記の動作を2回繰り返し、ヘッドボードと頭頂のズレを計測する（繰り返し後、計測値－初期値＝評価値）。</p>	<p>A：2cm未満のずれである。</p> <p>B：2～5cm未満のずれである。</p> <p>C：5cm以上のずれである。</p>			
3 腹部の圧迫感がないか	<p>背上げ動作時における、腹部の圧迫感について、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝る。</p> <p>②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。</p> <p>③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。</p>	<p>A：ほとんど気にならない。</p> <p>B：多少の圧迫感はあるが、不快とは言えない。</p> <p>C：極めて強い圧迫感がある。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) その他					
1 側方から介助者はベッドに十分近づけるか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助者が介助者向きの寝返り介助をしてみて、下腿部や大腿部がマットレス以外の構造物にぶつかりやすいか、確認する。 ベッド高さは介助者の身長に応じて適宜調節する。	A：問題なく介助ができる。 B：介助者の下肢がベッド構造物に接触するが、特に問題にならない。 C：介助者の下肢がベッド構造物にぶつかり、介助作業がきわめてしにくい。			
2 移乗を妨げる構造ではないか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助動作で端座位にし、車いすへの移乗介助動作を行なう。移乗は、 ①立位による介助移乗（一般的な方法） ②スライディングボードによる移乗（介助者立位による）とする。 車いすの位置は足方向とする。 これらの介助動作の中で、移乗を妨げる構造になっていないか、確認評価する。	A：利用者や介助者の身体がベッド構造物にぶつかることはなく、問題なく作業が行える。 B：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触するが、危険ではなく、作業が行える。 C：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触し、危険であったり、作業がきわめてしにくい。			
3 足下にマットレス止めを備えているか	基本位置に仰臥位で寝かせ、足上げをした後に背を上げるという動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	A：マットレス止めが固定され、マットレスが滑り止めを越えていない。 B：マットレス止めの固定がはずれたり、マットレスが滑り止めを越えてしまうが、決して落下しない。 C：マットレスがフットボードを越えてしまい、場合によっては落下の危険がある。			
4 横方向のマットレス止めを有するベッドでは、滑り止めが機能するか	基本位置に仰臥位で寝かせ、車いすからベッドへのスライディングボードを利用した介助移乗を行って、マットレスのズレを確認する。 ※マットレス止めを有しない機種は対象外とする。	A：マットレスがマットレス止めによって止まっている。 B：マットレス止めの固定が不十分になり、マットレスがズレてしまうが、落下することはない。 C：マットレスや人が落下しそうなほどズレる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準	判定	特記事項
(1) 挟み込み防止					
1 昇降時、ベッドと床との間で挟み込みが起きないか	①端座位になって、足を引き込んで昇降動作をする。 ②介助者が立位になり、足を差し込んで昇降動作をする。	A : ベッドの構造物による挟み込み等は起きない。 B : ベッドの構造物が身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C : ベッドの構造物による挟み込みで身体を傷つける可能性が高い。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価 ※ 軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) その他					
1 周辺部に突起物等がないか	目視及び触感により確認する。	A : 危険を及ぼす突起物はない。 B : 突起物はあるが、人体に危険を及ぼすとは考えにくい。 C : 危険な突起物がある。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	判定の目安	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。			

5. 車いす用可搬形スロープ

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>裏表や上端下端の理解のしやすさ、折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、そのしやすさまで確認する。</p> <p>また、組み立てるタイプについては、組み立て、解体のしやすさも確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p>	<p>A : 作業が簡単にできる。 B : 作業できるが、簡単ではない。 C : 作業できない。</p>	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※但し、取説に利用者が持ち運ぶことを禁止しているものは対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 持ち運べるが、簡単ではない。 C : 持ち運べない。</p>	簡単とは、「把手等があり持ち運びが容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	<p>歩行と車いす介助による昇降の両方で確認することとし、スロープを設置した状態で、実際に操作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※使用する車いすは、標準的な自操用車いすとし、利用者が搭乗した介助による昇降とする。</p> <p>但し、取説に適合する車いすが限定されている場合には、それに従うこととする。（以下同様）</p>	<p>A : 設置が十分に保たれている。 B : 設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C : 設置が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	車いす介助による昇降を数回程度行い、スロープに大きなズレが生じないか、実際に操作を行って確認する。	<p>A : 全くズれない。 B : 少少ズレるが、落ちることはない C : 大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(3) 側壁					
1 車いすのキャスターが側壁にあたり、操作しづらくなることはないか	<p>車いす介助を想定し、昇降途中にキャスターの向きを反転させることを数回行い、キャスターが側壁にあたり操作しづらくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。</p> <p>※スロープの設置幅については、取説に記述される範囲とする。但し、取説に記述がない場合には、評価時に使用している車いすにおいて、最も適切な位置を評価チームにより判断する。</p> <p>※レール形のみ評価対象とする。</p>	<p>A : 側壁にあたらない。 B : 側壁にあたるが車いすの操作には影響ない。 C : 側壁にあたり車いすの操作が不能となる。</p>			
2 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作しづらくなることはないか	大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作がしにくくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。	<p>A : 大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはない。 B : 大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入はあるが、車いすの操作には影響ない。 C : 大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、車いすの操作が不能となる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、その操作を実際にい危険性がないか確認する。また、組み立てるタイプについては、組み立てや解体時に危険性がないかも確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、手指や足の挟み込みなどがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性について確認する 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 車いすのキャスターが側壁を乗り上げ、落卜する危険性はないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャスターの向きを反転させることを数回を行い、キャスターが側壁を乗り上げ落下する危険性がないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A : 落下する危険性はない。 B : 落下する危険性は低い。 C : 落下する危険性が高い。			
3 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作不能となったり、車いすやスローブがズレて落下するなどの危険性はないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A : 落下する危険性はない。 B : 落下する危険性は低い。 C : 落下する危険性が高い。			

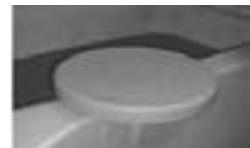
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。			

6. 入浴台



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取説に介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする。</p>	<p>A : 作業が簡単にできる。</p> <p>B : 作業できるが簡単ではない。</p> <p>C : 作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>但し、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、この評価に含めない。</p> <p>※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。</p> <p>B : 操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。</p> <p>B : 操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(4) 使用時の固定性			
1 用具の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、入浴台が完全に固定されているか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※脚下駄のある移乗台については、脚の固定性についても評価する。</p> <p>※場面は、自立移乗と介護移乗の両方を想定する。（以下同様）</p> <p>※取説に、取り付け可能な浴槽のサイズが明記されている場合にはそれに従い、明記されていない場合は、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。（以下同様）</p> <p>※動作は、利用者が座面に腰掛け、体を横へ動かし、浴槽をまたぐまでのシミュレーション</p> <p>※バスボード及び固定しない移乗台は評価対象外とする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価
(5) 座面の形状、機構			
1 入浴及び入浴介助動作が容易にできるか	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などに問題ないか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>過度に滑りやすくないかも確認する。（なお、本評価では天板に水をまいた状態で評価する。）</p> <p>また、握りのあるタイプは、その握りやすさと視認性も評価する。</p>	<p>A：動作が容易にできる。</p> <p>B：動作はできるが、容易とはいえない。</p> <p>C：動作ができない。</p>	

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、入浴及び入浴介助動作を実際にを行い、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられる事から、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことと想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※取説に沿って、作業を行うこととするが、介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする(以下同様)	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことと想定し、実際に高さ調整をしたり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、調整を行うこととする。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴や入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などの問題から、実際に動作を行って転倒する危険性がないか確認する。 前方に滑り落ちる危険性はないか確認すること。	A : 転倒することはない。 B : 転倒することはすぐないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			

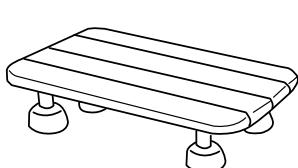
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

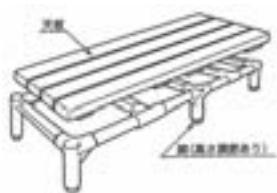
4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパー や グリップ（握り）に緩みはないか、調整は容易かなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ



一体型



分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを見定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※浴槽等に固定設置するものについて、その操作が簡単にできるかも確認する。</p> <p>※設置及び撤去は、湯がない状態で行うこと。</p>	<p>A : 作業が簡単にできる。</p> <p>B : 作業できるが簡単ではない。</p> <p>C : 作業できない。</p>	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	<p>すのこを据え置いた状態で、中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p>	<p>A : 設置が十分に保たれている。</p> <p>B : 設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C : 設置が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	<p>中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A : 全くズれない。</p> <p>B : 多少ズれるが、外れるほどない。</p> <p>C : 大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(3) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>評価は、①天板に水をまいた状態と、②水をまいて一旦すのこを直角にし戻した状態の2通りで行うこと。</p> <p>※固形石けんや液体石けんなどが付着していることは想定せず、あくまで目視及び触感により、滑りにくい形状になっているかを評価とする。</p>	<p>A : 滑らない。</p> <p>B : 多少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C : 滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられるから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを見定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※天板を取り外せるものについては、その操作時の安全性も確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを見定し、実際に高さ調節操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける可能性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。	A : 転倒することはない。 B : 転倒することはすぐないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適當か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適當か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

8. 浴槽内いす



吸盤式



据置式



浴槽分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。（以下同様）</p> <p>※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 使用時の設置、固定性					
1 使用時の設置、固定性(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状況で動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。(以下同様)</p> <p>※底部(浴槽底)のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者に有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A : 設置が十分に保たれている。</p> <p>B : 設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C : 設置が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	<p>利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A : 全くズれない。</p> <p>B : 少少ズレるが、外れるほどでない。</p> <p>C : 大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(4) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A : 滑らない。</p> <p>B : 少少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C : 滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか。実際に湯を張った状況で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、足などの挟み込みがあげられる事から、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。（以下同用） ※ 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけないデザインになっているか。	利用者や介護者が行うことを探定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを探定し、実施に高さを調節したり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節昨日がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 使用時に転倒する危険性はないか	入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※湯を張った状態で評価する。	A : 転倒することはない。 B : 転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			
5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。（以下同様） ※湯を張った状態で評価する。	A : 転倒することはない。 B : 転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C : 転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーや吸盤、チェーン固定ピンに緩みはないなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

9. 入浴用いす



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調節調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調節調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調節調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。（以下同様）</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合の操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 片手での操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※片手での折りたたみ操作が可能なものののみ確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 跳ね上げ時の固定性が保たれているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを跳ね上げた時の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。 ※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価すること。 ※ここでの固定性とは、跳ね上げた肘掛けが容易に落ちることはないかを確認すること。	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、ゆれが生じる。 C : 固定性が保たれていない。			
(4) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。 ※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「座面回転操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(5) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※利用者の体重は、50～60kgの範囲とする。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様） ※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。（以下同様） ※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。（以下同様）	A : 安定性が十分に保たれている。 B : 安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C : 安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 用具にズレが生じないか	利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：ズれない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 タオルや衣類の挟み込み	利用者及び介護者による座面での衣類の着脱等を想定し、タオルや衣類が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			
評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項

(6) 座面・背もたれ・肘置きの素材、形状

1 座面・背もたれ・肘置きの固さ	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：痛みが生じない。 B：多少痛みがあるが、問題ない。 C：痛みが生じる			
2 座面・背もたれ・肘置きの滑りにくさ	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状により、過度に滑りやすくないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※ 軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調整しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。（以下同様）	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合（収納時）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作について、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 片手しか使用できない場合（介助時等）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しなものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 背もたれの取り外し、取り付け時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>介護者が行うことを見定し、背もたれの取り外しや取り付けの操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。</p> <p>※背もたれの取り外しや取り付けの操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取り外し不可のものは、評価対象外とする。</p> <p>※本評価項目には、背や座面に装着しているパッドも含めることとする。</p>	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 座面の回転機能					
1 座面の回転操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>利用者及び介護者が行うことを見定し、座面の回転操作を行い、傷つける危険性がないか、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(7) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による実際の入浴介助を想定し、座面の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。（以下同様）</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様）</p> <p>※また、入浴台として使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。（以下同様）</p>	A : 転倒することはない。 B : 転倒する危険性は低い。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが、容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが、容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

10. ポータブルトイレ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを見定し、実際に移動（持ち運び）が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。記載がない場合には、持ち運び方法を工夫すること。</p> <p>※キャスターが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「移動（持ち運び）が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 肘及び脚の高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを見定し、肘及び脚の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者及び介護者が行うことを見定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 可動させた後の固定性が保たれているか	<p>利用者及び介護者が行うことを見定し、肘掛けを可動させた後の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価する。</p> <p>※固定性とは、利用者が気になる程度のガタとする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) 座部（座れないタイプのものも含む。）及び便座、中蓋（バケツの蓋）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、座部及び便座、中蓋の取り扱い操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「座部等の取り扱い操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(5) 立ち座り					
1 立ち座りしやすいか	利用者が行うことを想定し、トイレでの立ち座りがしやすいか、足もとには十分な空間があるか確認する。 なお本項目では、肘掛けが適切な高さにあるかなども確認する。 ※肘掛けの高さ調整が可能なものについては、調整して行うこと。 ※肘掛けのないもの、あるいは立ち座り時の肘掛け利用をメーカーが禁止しているものについては、肘掛けのみ評価の対象としない。	A：立ち座りしやすい。 B：多少、立ち座りしづらいが、問題ない。 C：極めて立ちづらい。			
(6) 排泄姿勢					
1 排泄姿勢がとりやすいか	利用者が行うことを想定し、排泄姿勢がとりやすいか、足もとには力むための空間があるか、実際に便座に腰掛けて確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。 ※ここでは排泄姿勢時の臀部の痛みの有無、座位の安定性も評価する。	A：排泄姿勢がとりやすい。 B：多少、排泄姿勢がとりづらいが、問題ない。 C：極めて排泄姿勢がとりづらい。			
(7) 汚物受け					
1 汚物受けの形や角度に問題はないか	利用者の排尿場面を想定し、汚物受けの形や角度から、尿が汚物受けや汚水受けから飛散することがないか確認する。 ※安楽な座位姿勢をとり排尿することを想定する。評価ではシリンジなどを使用して確認する。 ※なお立位姿勢は想定しない。	A：問題ない。 B：性別によっては、わずかに尿が飛散する可能性があるものの、許容できる範囲である。 C：尿が床まで飛散する。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様)</p> <p>※トランクファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。(以下同様)</p>	<p>A : 安定性が十分に保たれている。</p> <p>B : 安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C : 安定性が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	<p>利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。</p>	<p>A : ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。</p> <p>B : ズレやすく、不安感が生じる。</p> <p>C : 大きくズレて転倒する危険性がある。</p>			
3 衣類や下着の挟み込み	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、便座上で衣類や下着が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	<p>A : 引っかかることはない。</p> <p>B : 引っかかることがあるが、使用上に問題ない。</p> <p>C : 頻繁に引っかかり、操作しづらい。</p>			

(9) 収納機能

1 収納機能が取扱いやすいか	<p>介護者が行うことを想定し備品を収納するケース等の取り扱いについて、操作が簡単にできる確認する。</p> <p>※収納機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。</p> <p>B : 操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C : 操作できない。</p>		
----------------	---	--	--	--

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、移動（持ち運び）時に傷つける危険性がないか確認する。 ※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 肘及び脚の高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調節を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 便座及び中蓋（バケツの蓋）					
1 便座及び中蓋の操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、便座や中蓋の開閉操作を行い、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※便座や中蓋の開閉操作は、取説に記載されている手順による。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。（以下同様）</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様）</p> <p>※トランスマッサージ機能が装備されているものについては、その取り扱いも評価する。（以下同様）</p>	<p>A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	<p>①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。</p>	<p>「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	<p>①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。</p>	<p>「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

11. 歩行器・歩行車



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整ができるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。</p> <p>※調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整等が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、操作方法が理解しやすいか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認する。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) ブレーキ操作					
1 制動ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、制動ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※制動ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 駐車ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、駐車ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※駐車ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
3 駐車ブレーキを意図せず解除してしまうことはないか	<p>駐車ブレーキをかけた状態で、バスケット内のものをとろうしたり、いすに座っている状態から立ち上がりこうとしたとき、駐車ブレーキが解除されるようなことはないか確認する。</p>	<p>A : 問題ない。 B : 姿勢のとりかたによって解除してしまう可能性がある。 C : 通常の使用を想定したときに解除してしまう可能性がある。</p>			
4 圧力ブレーキ操作が簡単にできるか	<p>利用者が行うことを想定し、圧力ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※圧力ブレーキがないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。</p>	<p>簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) キャスターの固定及び解除					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、キャスターの固定及び解除操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※キャスターの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。			
(5) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	利用者が行うことを想定し、ハンドグリップが握りやすい形状になっているか、痛みが生じないかを実際の動作を行って確認する。 ※前腕支持部のあるものについては、腕が置きやすいかも、評価する。	A : 握りやすい。 B : 握りづらいが、許容範囲である。 C : 握れない。			
(6) 基本操作					
1 歩行がしやすいか	利用者が行うことを想定し、 ①直進（前進・後進） ②曲がる ③旋回について、足元に十分なスペースが確保されているか、歩行の妨げになるような構造（キャスター・フレーム・ブレーキワイヤー等との干渉）になっていないか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。	A : 歩行しやすい。 B : 少歩行しづらいこともあるが、許容範囲である。 C : 歩行できない。			
2 立ち座りがしやすいか	利用者が行うことを想定し、座面の上げ下ろしや、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作がしやすいか、実際の動作を行って確認する。 ※座面がないものについては、評価対象外とする。 ※屋内の平らな路面を想定する。	A : 動作しやすい。 B : 動作しづらいが許容できる範囲である。 C : 動作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 使用時の安定性					
1 歩行時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことと想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 歩行時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。	A : 安定性が十分に保たれている。 B : やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C : 安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 座面に着座・起立時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことと想定し、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作の際に、本体の安定性が保たれているか確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※着座・起立時の駐車ブレーキの効き具合も、ここで評価する。 ※座面が無いものは、評価対象外とする。	A : 安定性が十分に保たれている。 B : 安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C : 安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(8) 段差の乗り越え					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が行うことと想定し、2cmの段差乗り越えを可能かどうか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内使用を想定したものは、評価対象外とする。	A : 操作が簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「段差の乗り越えが手間取らず容易にできること」を示す。		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。 ※利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※ 軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを見定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを見定し、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 座面の上げ下ろし（着座する際の操作）					
1 座面の上げ下ろし時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを見定し、座面の上げ下ろし操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※上げ下ろし操作は、取説に記載されている手順による。 ※上げ下ろし機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ					
1 ブレーキ操作時に手指を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを見定し、実際にブレーキ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※ここでは、「制動」「駐車」「圧力」の各ブレーキについて評価する。 ※「駐車」については、解除操作についても評価する。 ※ブレーキ機構がないものについては、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) キャスターの固定及び解除					
1 キャスターの固定及び解除時に手指を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に固定及び解除操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※キャスターの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(7) 使用時の安全性					
1 歩行時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、歩行時に転倒する危険性はないか確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。 ※2cmの段差乗り越えの評価を行う。	A : 転倒することはない。 B : 転倒する危険性は低い。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			
2 立ち座り時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、立ち座り時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※屋内の平らな路面を想定する。	A : 転倒することはない。 B : 転倒する危険性は低い。 C : 転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。 但し、取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

12. エルボークラッチ・多脚つえ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 持ち方の理解					
1 持ち方が簡単に理解できるか	利用者が行うことを想定し、杖の持ち方が簡単に理解できるか。	A : 簡単に理解できる。 B : 持ち方を間違える可能性がある。 C : 理解できない。			
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるなども含めて確認すること。	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(4) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A : 握りやすい。 B : 握りづらいが、許容範囲である。 C : 握れない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) 使用時の安定性					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A : 安定性が十分に保たれている。 B : やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C : 安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) カフ					
1 前腕部を通した時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 歩行時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通して歩行し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 使用時の安全性					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※評価は2脚を使用した状態により評価することとする。	A : 転倒することはない。 B : 転倒する危険性は低い。 C : 転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぼような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A : 容易に行うことができる。 B : 保守を行うことはできるが容易ではない。 C : 保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A : 容易に行うことができる。 B : 保清を行うことはできるが容易ではない。 C : 保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

13. ベッド用テーブル



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	<p>介護者が行うことと想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプのものは、そのしやすさまで確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※利用する際に、組み立て以外で必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 作業はできるが、簡単ではない。 C : 作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことと想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスターが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 移動はできるが、簡単ではない。 C : 移動できない。</p>	<p>簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。</p>		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げした姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスターのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※床面は畳またはフローリングとする。</p> <p>※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	<p>A : 簡単にできる。 B : 移動はできるが、簡単ではない。 C : 移動できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを見定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整は、ひとりで行うものとする。（取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと）</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※高さ調節をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。</p>	A : 簡単にできる。 B : 操作はできるが、簡単ではない。 C : 操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 使用中に高さが変わってしまうことがないか（高さ調整機能の固定性を評価する項目）	<p>想定される荷重（5kg程度）をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまったり、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。</p> <p>※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。</p>	A : 固定性が十分に保たれている。 B : 固定性は保たれているが、扱い方によると動いてしまうことがある。 C : 固定性が不十分である。	5kgは吸引器の重量を想定した。		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	<p>前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。</p> <p>※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。</p> <p>※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。</p>	A : 十分な安定性がある。 B : 少少のガタつきはあるが安定性は許容できる。 C : ガタつきがあり、実用上問題がある。	十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目標とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具に横ズレが生じないか使いやすさを確認する	<p>使用場面において用具全体が、水平方向（前後や左右）に動いてしまう（ズレる）ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。</p> <p>※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。</p> <p>※食事動作を想定して評価する。</p>	A : 動いてしまうことはない。 B : 動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。 C : 大きく動いてしまい実用上問題がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) テーブルとしての機能					
1 テーブルとしてのサイズ（奥行きと幅）は適切か	テーブルとしての面積は適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切なサイズを確保しているかを確認する。 ※トレーの大きさはA3判程度とする。	A：適切な大きさであり問題はない。 B：多少大きめ、やや小さめと感じるが、許容できる。 C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。			
2 テーブルとして、表面の滑りにくさ（置いたものの落下防止）は適切か	テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下しにくさは適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切な機能を確保しているかを確認する。 ※食事の際に食器が容易に動いてしまうなど、実際の使用場面を想定して評価する。 ※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。	A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題はない。 B：やや滑りやすい、置いたものが落しやすないと感じるが、許容できる。 C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプのものは、その操作を実際にを行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 ※キャスターが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
4 利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げした姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することができるか確認する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※ベッド上の姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスターのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A : 傷つけることはない。 B : 傷つける危険性は低い。 C : 傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

(2) 挟み込み

1 ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	<p>ベッドの高さを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないか確認する。</p> <p>※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。</p> <p>※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。</p> <p>※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるので、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。</p>	<p>A : 挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。</p> <p>B : 挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。</p> <p>C : 挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。</p>	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	<p>ベッドの背上げを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないかを評価する。</p> <p>※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。</p> <p>※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるので、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。</p>	<p>A : 挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。</p> <p>B : 挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。</p> <p>C : 挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。</p>	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

福祉用具臨床的評価事業 QAP認証製品一覧

No.	QAPコード	企業名	製品名称	型式番号	TAISコード
1	100010	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R20	00200-000165
2	100011	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R30	00200-000165
3	100012	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
4	100013	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
5	100014	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
6	100015	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJ シリーズ 3モータ(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
7	100016	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 2モーター	FBN-PJJ SU S R20	
8	100017	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 3モーター	FBN-PJJ SU S R30	
9	110010	日進医療(株)	車いす	NAH-L7W	00175-000255
10	110011	日進医療(株)	車いす	NAH-L8W	00175-000273
11	110012	日進医療(株)	車いす	NC-1CB	00175-000242
12	110013	日進医療(株)	アーチクロス型車いす	キックル	00175-000249
13	120010	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N85B	00532-000014
14	120011	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R125E	00532-000015
15	120012	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R165E	00532-000015
16	120013	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N70B	00532-000014
17	120014	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R205E	00532-000015
18	120015	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R255E	00532-000015
19	120016	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R285SL	00532-000017
20	120017	日進医療器(株)	車いす	NA-L8	00175-000169
21	120018	日進医療器(株)	車いす	NC-1CBW	00175-000175
22	120019	日進医療器(株)	車いす	NC-1CB低床	00175-000250
23	120020	日進医療器(株)	車いす	NC-2CB	00175-000253
24	120021	日進医療器(株)	アルミ超軽量介護型車いす	NAH-L7	00175-000245
25	120022	(株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-11AA1	00631-000184

26	120023	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-21AA1	00631-000190
27	120024	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-31AA1	00631-000196
28	120025	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-11BD2	00631-000186
29	120026	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-21BD2	00631-000192
30	120027	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-31BD2	00631-000198
31	130010	アロン化成(株)	バスボードU-S	535092	00221-000120
32	130011	アロン化成(株)	バスボードU-L	535095	00221-000119
33	130012	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R10	536440	00221-000312
34	130013	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト10	536450	00221-000312
35	130014	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ10	536460	00221-000312
36	130015	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト10	536470	00221-000312
37	130016	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R12-15	536442	00221-000312
38	130017	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト12-15	536452	00221-000312
39	130018	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ12-15	536462	00221-000312
40	130019	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト12-15	536472	00221-000312
41	130020	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R15-20	536444	00221-000312
42	130021	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト15-20	536454	00221-000312
43	130022	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ15-20	536464	00221-000312
44	130023	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト15-20	536474	00221-000312
45	130024	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R17.5-25	536448	00221-000312
46	130025	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト17.5-25	536458	00221-000312
47	130026	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準	536484	00221-000326
48	130027	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準ソフト	536486	00221-000326
49	130028	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニ	536480	00221-000326
50	130029	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニソフト	536482	00221-000326
51	133030	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-22AA1	00631-000193
52	133031	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-32AA1	00631-000199
53	133032	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-12BD2	00631-000189

54	133033	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-22BD2	00631-000195
55	133034	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-32BD2	00631-000201
56	133035	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-11AB1	00631-000185
57	133036	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-21AB1	00631-000191
58	133037	株)プラツツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-31AB1	00631-000197
59	130038	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R245SL	00532-000018
60	130039	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R205SL	00532-000019
61	130040	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R165SL	00532-000020
62	130041	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R125SL	00532-000021
63	130042	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R85SL	00532-000022
64	130043	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
65	130044	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
66	130045	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
67	130046	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
68	130047	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
69	130048	株)モルテン	トウルースⅡ	MTUT91M2	00054-000110
70	130049	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
71	130050	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
72	130051	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
73	130052	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
74	130053	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
75	130054	株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
76	130055	日進医療器(株)	車いす	エコールチェアライト	00175-000313
77	140010	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ノーマル	533550	00221-000219
78	140011	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 補高スペーサーなし	533554	00221-000340
79	140012	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ソフト便座	533560	00221-000220
80	140013	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房便座	533570	00221-000221
81	140014	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 快適脱臭	533580	00221-000222

82	140015	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房・快適脱臭	533590	00221-000223
83	140020	パラマウントベッド(株)	T50シリーズ車椅子 自走用	KK-T500HB	00170-000615
84	140021	パラマウントベッド(株)	T51シリーズ車椅子 自走用	KK-T510MB	00170-000617
85	140022	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 自走用	KK-T540MA	00170-000624
86	140023	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 介助用	KK-T545MA	00170-000644
87	140024	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768
88	140025	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
89	140026	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771
90	140027	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7110	00170-000768
91	140028	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770
92	140029	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
93	140030	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
94	140031	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
95	140032	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
96	140033	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
97	140034	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778
98	140035	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
99	140036	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
100	140037	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
101	140038	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
102	140039	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
103	140040	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
104	140041	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
105	140042	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768
106	140043	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
107	140044	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771
108	140045	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7110	00170-000768
109	140046	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770

110	140047	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
111	140048	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
112	140049	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
113	140050	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
114	140051	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
115	140052	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778
116	140053	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
117	140054	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
118	140055	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
119	140056	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
120	140057	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
121	140058	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
122	140059	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
123	140060	日進医療器(株)	車いす	NEO-1	00175-000322
124	140061	日進医療器(株)	車いす	NEO-2	00175-000323
125	150010	(株)島製作所	シンフォニーEVO	EVO	00576-000036
126	160010	(株)島製作所	シンフォニーAR	AR	00576-000038
127	160011	(株)ランダルコーポレーション	91・リバティーねお 2モーター	CLBN-2209	00496-000308
128	160012	(株)ランダルコーポレーション	91・リバティーねお 3モーター	CLBN-2309	00496-000309

平成 28 年度 福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 29 年 3 月 発行

発行者 厚生労働省老健局高齢者支援課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

T E L 03-5253-1111 (代表)

この事業は、公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施したものである。